# 教員向け法教育セミナー ~学校現場と法律実務家との連携~ 実施報告書

日時:令和4年8月18日(木)10:00~14:15

主催:法務省

# 【目次】

1.	教員向ける	去教育セミナー概要			
	1)開催机	既要			1
	2) プロク	グラム			
2.	開会挨拶				2
		法務省大臣官房司法法制部長	竹内		
3.	基調講演				4
	「新教育訓	果程の下での法教育の展開~専門家や関係諸機			に~」
		玉川大学教育学部教育学科教授	樋口	雅夫	
4.	関係機関等	等における出前授業等の説明			18
		法務省大臣官房司法法制部参事官	中野	浩一	
5.	分科会				
	1) 小学村	交分科会			27
		世田谷区立烏山北小学校主任教諭	渡辺	大介	
		弁護士	張江	亜希	
	2) 中学村	交分科会			38
		渋谷区立笹塚中学校主任教諭	西﨑	弘人	
	3) 高等等	学校分科会			53
		東京都立調布北高等学校主幹教諭	秋元		
6.	意見交換会	숙 			65
7.	参老				74

# 【1. 教員向け法教育セミナー概要】

# 1) 開催概要

日 時:令和4年8月18日(木)10:00~14:15 場 所:法務省会議室(東京都千代田区霞が関1-1-1)

主 催:法務省

後 援:文部科学省 最高裁判所 最高検察庁 東京都教育委員会 日本弁護士連合会

日本司法書士会連合会 日本司法支援センター(法テラス)

# 2) プログラム

■第一部	
10:00	開会挨拶 法務省大臣官房司法法制部長 竹内 努
10:45	基調講演         「新教育課程の下での法教育の展開~専門家や関係諸機関との連携・協働を軸に~」         玉川大学教育学部教育学科教授       樋口 雅夫
11:05	<b>関係機関等における出前授業等の説明</b> 法務省大臣官房司法法制部参事官 中野 浩一
■第二部	
12:10	分科会  小学校分科会: 世田谷区立烏山北小学校主任教諭 渡辺 大介 弁護士 張江 亜希 中学校分科会: 渋谷区立笹塚中学校主任教諭 西﨑 弘人 高等学校分科会:東京都立調布北高等学校主幹教諭 秋元 仁
■第三部	
13:30	意見交換会

おはようございます。法務省大臣官房司法法制部長の竹内でございます。教員向け法教育セミナーの開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、また大変お足元の悪い中、多くの皆様に御参加いただきましたことに感謝申し上げます。コロナ禍の収束が見通せない中ではありますが、御参加の皆様、関係者及び関係機関等の皆様の御理解、御協力を賜りまして、会場参加とオンデマンド配信のハイブリッド形式により開催することができました。改めて心より感謝申し上げます。

法務省では法的なものの考え方を身に付ける法教育を通じて、自由で公正な社会を支える人材の育成を目指しており、法教育教材を作成して学校現場に提供するなど、法教育の推進・普及に向けた様々な取り組みを行ってまいりました。近時、選挙権年齢をはじめ成年年齢や裁判員対象年齢の引き下げなど、若年者を取り巻く社会環境が大きく変わってきております。こうした中、特に若年者に対し、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの発達段階に応じ、法教育をより一層充実したものとしていく必要があると考えております。それにはこれまで以上に学校現場と法律実務家とが互いに連携を図っていくことが極めて重要であると考えております。そこで、本日は、「学校現場と法律実務家との連携」をテーマとして、セミナーを開催させていただくことといたしました。

まず、第一部として、玉川大学教育学部教育学科の樋口雅夫教授をお招きして、「新教育課程の下での法教育の展開」をテーマに基調講演をいただくこととなっております。学校現場における法教育の位置付けや専門家との連携の意義・在り方などについて理解をより深めていただけるものと思います。

その後、法務省から、法律実務家である裁判所、弁護士会、検察庁のほか、法務省における出前授業等の取り組みについて御説明いたします。今後、皆様が法律実務家と連携した法教育授業を実践していただく上での一助としていただければ幸いでございます。

次に、第二部として、小学校、中学校、高等学校の校種別の分科会を行います。この分科会では、現役の教員の先生方による法律実務家と連携した授業の実践報告をしていただきます。

最後に、お昼を挟みまして、第三部として、法律実務家を交えたグループワーク形式での 意見交換会を行うことを予定しております。法律実務家と連携した法教育授業を実施する 上で、その具体的な実践例、課題や方策等を共有していただくことにより、より効果的で充 実した授業方法の習得等に役立てていただければと思います。

最後になりましたが、本日のセミナーの開催に当たりまして、御後援いただきました関係機関、団体の皆様に深く感謝の意を表しますとともに、本日のセミナーを機に、学校現場と 法律実務家との連携がますます深まり、皆様の御尽力によって、我が国の法教育がより一層 普及し、世界に誇ることができるようなものに発展していくことを祈念いたしまして、私の 挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 【3. 基調講演】

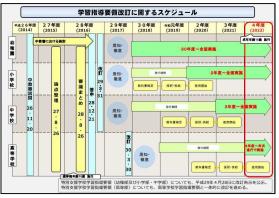
玉川大学教育学部教育学科 教授 樋口 雅夫

#### 【樋口雅夫教授】

私は前職で学習指導要領の改訂に少し携わる機会がございました。その経験等を基に、話が少しはできるかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

御覧の通り、本年、令和4年、2022年より高等学校で新しい学習指導要領がスタートしたところでございます。しかし、スライドの左を見てまいりますと、平成26年度、2014年、既に8年前になります。8年前に新しい教育課程を構築していこうということが、中央教育審議会に諮問がなされていたというところでございます。教育課程を変えることについては、このようにかなりの時間がかかるということでもありますし、また、高等学校においては、今年度が全面実施ではございません。今年度入学した生徒から年次進行で実施ということになりますの





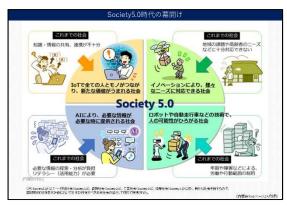
で、例えば、高等学校の公民科の新科目「公共」は必履修科目ですけれども、次年度初めて学ぶ、あるいは、指導するという学校も多くなっております。したがいまして、この時間軸を見ていただきながら、学習指導要領一つを取ってみましても、このさらに先、2030年を一つのターゲットとしまして、その頃の社会を予測しながら、これからの教育課程はどのようにあるべきか、それが中教審等で議論されていくわけでございます。選挙権年齢の18歳、そして本年からは成年年齢の18歳が施行されております。まさに新しい時代に入ってきたということもありまして、法教育においても改めてキックオフの時代に入ったのかなというふうに思っております。そもそも学習指導要領を改訂するというのは、何も10年に一度必ず改訂しなければならないと決まっているわけではございません。しかし、おおむね10年も経ちますと、社会が相当変化をしてまいりまして、学習内容、あるいは学習方法等についても新しいものが求められる、あるいは対応せざるを得なくなる、ということでございます。御承知のとおり、これからの時代、予測不可能な、あるいは予測困難な時代と言われております。しかし、どのような時代であっても、これからの社会を担っていく子供たちに、未来の創り手としての資質・能力を身に付けさせていくことは、法教育においては、変わらない課題でございます。

ここに「2030年」と、かぎ括弧付で書かせていただいたのは、おおむねこれまでの流れで行くと、小学校、中学校、高等学校とも、この頃まで新教育課程が用いられるだろう、2030年以降はその次が始まるのではないかということで、勝手ながらかぎ括弧を付けております。

「Society 5.0」の時代の幕開けと言われております。ここの図は、内閣府の資料でありますけれども、御覧のとおり、社会は大きく変化をしてきております。このような社会は、昔の方が良かったといくら言ったところで、おそらく戻ることはないだろうと思われます。

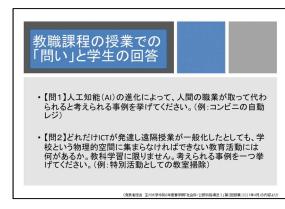
技術革新、あるいは社会の大きな変化に伴って、一度変わったものは元には戻らない。も ちろん変わるというのは、より良い方向に変

1.社会の変化と学校教育の進化
- 「2030年」その先に向け、「未来の側り手」に必要な
資質・能力の育成を目指して-



わっていくということを、これまでの人類は続けてきた、また取り組んできたところでございます。一例として、スライドの右上を見ていただきますと、おそらくドローンですね、ドローンで自宅のお庭に商品が届くという社会、もう間近に来ているわけでございます。やはり買い物は店に行ってそこで店員さんと交渉しながら、買うものであるという前提が、とうの昔に崩れてしまっているわけであります。ネットショッピングも然りでございます。このように大きく変わる社会において、これからを生きる小中高校生、さらには大学生等はどう考えているのかなということで、自分の授業でありますけれども、昨年度、このような問いを投げかけてみたところであります。

二つの問いがございます。一つ目、人工知能が進化して、人間の職業が取って代わられると考えられる事例を挙げてください。どのようなものを挙げるかなというふうに思いながら、学生に問うてみました。二つ目、当時コロナ禍で、大学の授業も遠隔授業をせざるを得ない状況になっておりました。もちろん遠隔の良さもあるわけですけれども、どれだけ今後、遠隔授業が一般化したとしても、



学校という物理的な空間に集まらなければできないという教育活動には、どのようなものがあるでしょうか、考えてください、という問いを投げかけてみました。対象の学生は、社

会科・公民科の教員免許を取得しようとしている学生でございます。したがって、ここで言われている「学校」というのは、小中高等学校をイメージしていただければと思います。

さて、その結果がこちらになるわけなのですけれども、おそらく学生たちは、様々なアルバイトをしていく中で、この①番から⑤番を自分の実体験として感じていたのではないかなと思います。中には、アルバイト先から、もう仕事がなくなったからいいよと言われた学生がいたのかもしれません。これは私の推測です。例えば、⑭を見ていただきます

と、ネットテストの採点と解説。これは従来、学校の先生が行っていたものであろうかと思いますけれども、学校の先生がわざわざ解説をしなくても、ネット上で採点までして、そして解説も動画で流してくれると。そのような非常に便利な時代になってきています。しかし、全てのテスト問題が、果たして人間の手を介さずにAIで採点解説ができるものなのかどうなのか。これは今日の本題の法教育の学習内容、学習方法にも大きく関わるところでございます。

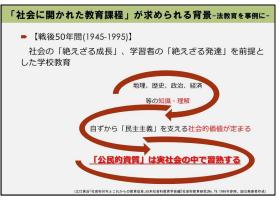
また、学校という物理的な空間に集まらなければできない教育活動といったときに、このような答えが出ております。自分以外の考えを持った人間と関わること、合唱コンクールなどの行事の計画立てや実行、さらにはグループワーク。とりわけ②を御覧になっていただきたいと思うのですけれども、生徒、あるいは児童は、多様な価値観を持った人間の

・ ①特別活動(学校行事)の体育祭・文化祭、②自分以外の考えを持った人間と関わることで私生活における協調性や社会性を学ぶことができる。③理料室での科学実験、④合唱コンクールなどの行事の計画立てや実行(生徒自身が話し合って作り上げるもの)、⑤避難訓練、⑥家庭科での調理実習など実際に活動してから事前・事後での振り返りをする学習、⑦給食などの時間による食育(学校現場での給食などの様々な体験活動はにではできないことである)・給食の配膳、節部活動等の集団で学ぶこと、⑨グループワーク(人と顔を合わせて自分の意見を言ったり他人の意見を同いたりすることは大切だと思う)、⑩大人数で行動したり生活する修学旅行や体験学習など(順不同・重複あり)

集団でございます。したがって、自分と同じ考えを持っているとは限らない。むしろ異なっているわけであります。しかし、そのことに、対面でグループワークなどをしていかなければ、なかなか気付けないということもある。確かに、苦労しながら遠隔授業の中でチャット機能を使ったり、様々なミーティング機能を使って話合いをするということも心掛けてはいるのですけれども、やはり面と向かった距離には敵わないだろうということを学生たちも感じていたと思います。つまり、子供同士のつながり、その中で育まれるものが必ずあるはず、ということであろうと思います。そして、教師と子供の関係で育まれるものもあるはずです。さらに言えば、専門的な学習内容等に詳しい法律実務家の方と子供との関わりの中でしか育めない力もあるはず、というふうに類推されるわけであります。

では、少し昔話をさせていただきたいと思います。

既に法務省において法教育という概念あるいは定義がなされてからかなり時が経ちますけれども、その遠因を少し探ってみたいと思います。戦後50年間、社会の絶えざる成長、学習者の絶えざる発達を前提としていた、これが学校教育でありました。つまり、



社会は高度経済成長の時代もありましたけれども、あるいは冷戦崩壊という事件もありま したけれども、しかし、よりよく変わっていくはずだ、必ず成長していくはずだと。これは 経済的な成長という意義が強いかもしれません。学習者自身も、これから小学校、中学校、 高等学校、さらに大人になったとしても絶えず発達をしていくであろうと言われていたわ けであります。しかし、その中で必要な力は何かと言いますと、やはり社会科系教科に関し ますと、地理・歴史・政治・経済等の知識・理解が大事であると。学校教育においては、知 識・理解を徹底的に育んできた。その中で、子供たちが自ら民主主義を支える社会的価値を 自分の中に作っていく、あるいは作られていくものだ、という大前提があった。それが戦後 50年ということになります。そのことを「公民的資質は実社会の中で習熟する」と書かせ ていただいておりますけれども、この公民的資質という社会科教育において目指されてい た資質・能力は、学校教育だけではなく、社会に出ていってその中でさらに習熟していくも のだ、ということが前提になっていた訳であります。ですから、学校においては知識を教え ることが、やはり重要でありました。これは私が言っている訳ではなく、筑波大学の名誉教 授でいらっしゃる江口勇治先生が、1998年ですので、既に24年前に看破されていると いうことであります。まさに今の新しい教育課程において、社会に開かれた教育課程と言わ れていることを、この時点である程度、見抜かれていたということかもしれません。

この次を御覧になっていただければさらにお分かりになるかと思うのですけれども、社会の絶えざる成長に対する疑念が起こってきたのも、おおむねこの90年代であったかと思います。この地球環境問題等の問題が噴出・表出してくる中で、価値意識、また、それに基づく行為は、継続的・計画的に学習されなければ発達しないという状態に置き換わっております。つまり、学校教育に求め

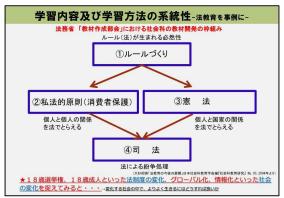
# 「社会に開かれた教育課程」が求められる背景-法教育を事例に - 社会の「絶えざる成長」に対する疑念(地球環境問題等の表出) - 「価値意識やそれに基づく行為は継続的・計画的に学習されなければ発達しない」という了解に置き換わる - 「司法制度改革審議会意見書」(2001.6.12) - 学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。 ★同じ文脈で、「現代社会」の「幸福、正義、公正」が捉えられる。2009.39字習指導要額成訂)

られる力が重厚なものになる、と言ってもいいかもしれません。単に知識を習得するだけではない、そのような学校教育が求められるようになってきたということではないかと思います。ほぼ同時期に、司法制度改革審議会意見書が2001年に出されていますけれども、

この変わりつつある学校教育に対する役割、それを教育関係者、法曹関係者が積極的な役割を果たすことで、子供たちを支援していくことが求められるということであります。これまで、どちらかといえば価値に関わることに少し距離を置いていた学校教育で、この「現代社会」という公民科の一科目ですけれども、「幸福、正義、公正」に着目して、現代社会の諸課題を考察するというような学習が入ってきたのもこの時期でございます。 2009年の指導要領の改訂という時期でありました。

この「幸福、正義、公正」に関しては、新教育課程においても引き継がれている重要な見方・考え方であるということですけれども、これを法教育という観点で見たときには、具体的にどのような学習内容、学習方法を構築していけばいいのか、という次の課題があるわけであります。

このことについては、2004年の大杉昭 英先生の論文の中で、こちらの図のようにま とめられております。大杉昭英先生は文部 省、文部科学省の教科調査官・視学官として、 また、大学教授等で御活躍をされた方でござ います。法務省の法教育研究会において教材 作成部会が当時置かれておりました。関係の 先生も今日いらっしゃっていると思います



けれども、その中で、なにも意味なく、作りやすい教材を作っていくということではなく、やはり、系統性が大事である、ということから、①ルール作りに関しての教材が必要である、②私法的原則に関する教材が必要である、③憲法に関する教材も大切である、④司法に関する教材も大切である。それぞれ、その理由については四角の外に書かせていただいておりますけれども、このように、法教育に関する教材も、自由に作るわけでありますけれども、どのような系統性に基づいてそれらの教材は位置付くのか、ということが、18年前の論文で既に明らかになっていたということでございます。

このように24年前、あるいは18年前という昔話をしているように見えますけれども、18歳選挙権、18歳成人という法制度の変化、またグローバル化や情報化といった社会の変化を捉えていきますと、このような変化が激しい社会の中で、より良く生きるにはどうすればいいのかという点で、今まで蓄積されてきた教材はかなり有効でありますし、さらにこれから作られるものも、今申し上げたような視点で作っていくと、有効だろうと考えます。

さて、こちらは私があえて今さら申し上げることでもありませんが、法教育の定義を記載しております。学校教育においては、やはり学習指導要領がありますので、学習指導要領の内容に加えて、何か全く別の法教育を入れていく、ということになっていくと、学校の先生方、更には子供たちにとっても、負担感が増すということになります。

#### 法教育で育みたい 児童生徒の姿

- ・法教育とは・・・法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育
- ⇒学校教育においては、学習指導要領に基づく社会科等の教育内容の系統性にも留意
- ①社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める、②他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養うことを通じて、③自由で公正な社会への志向性をもった児童生徒

(法務省Webページより(一部編集

したがって、法教育の要素は既に社会科だけではなく、学校教育の様々な教科等において 入っているのが現状でございます。ですので、学校の先生方が、学習指導要領に基づいて 様々な教科等の指導を進められていく中にうまく法教育の要素を入れ込んでいる、あるい は、この見方からすると法教育的に捉えられますね、というふうな形で、実務家の方と学校 の先生方がディスカッションしていく中で、子供たちにとって意味のある法教育が更に行 われていく必要がございます。

その中で、高等学校公民科公共とございましたけれども、こちらは先ほど申し上げた18歳が大人になるということに関連して、そのために求められる資質・能力を確実に育もうということで、作成をされている新科目でございます。細かいところは本日割愛させていただきますけれども、(1)から(3)の中に書かれている下線を引いている箇所を見

# 高等学校公民科公共の「目標」

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追 究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する 国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必 要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2)現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公 共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的、多角的に考 養心なに「判<u>断する力</u>や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想した ことを<mark>議論する力を養う。</mark>

(3)よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする騰 度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を適して源養される。 現代社会に生きる人間としての年の方生き方についての自覚や、公共的な空 間に生き国民主権を担合公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図るこ とや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについ ての自覚などを誘める。

ていただきたいと思います。「理解する」「技能を身に付ける」、これがまずありますけれども、 (2)の2行目に、「事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力」とあります。「考察」と言ったときに、何でも考えれば良いというものではなく、事実を基に考察をする、それも多面的・多角的にということが大事であります。さらに、「議論をする力を養う」とありますけれども、こちらも議論のための議論ではない、合意形成や社会参画を視野に入れながら、議論するということでございます。

したがって、この公共という科目の中で学ぶべき、あるいは身に付けるべき力、公正に判断する、更に議論をするというようなことがありますけれども、これらの学習を通して、スライドの上の赤字のところですが、「公民としての資質・能力を育成する」ことが期待されているということになります。冒頭で申し上げました、公民的資質は学校を卒業してから自然と身に付くものだと言っていたところを、学校教育の中において、考察をさせたり、判断をさせたり、議論をさせたりする学習活動を通して身に付ける、自然に身に付くようにしていくのが、新教育課程の方針だとまず御理解いただければと思います。

さて、その後、様々な情報等では主体的・対話的で深い学びが学校教育に入ったというふうに言われておりますけれども、少しそちらを見ていただければと思います。これは文部科学省のホームページの一部でございます。赤字あるいは下線は私が引いたところであります。

ここも次のですね、主体的な学びですか、 対話的な学びですか、深い学びにつながって ますか、というところはよくクローズアップ されるわけですけれども、そもそものところ を見ていきたいと思います。上の大きな四角 ですが、「資質・能力を身に付け、生涯にわた って能動的(アクティブ)に学び続けるよう にする」、つまり学びを学校教育だけでは終 わらない、むしろ、学校を卒業した後にこそ 生かされるものでもあるし、更に伸びていく ものでもある、ということが書かれております。 2. 学校教育における 主体的・対話的で深い学び - 「18歳」を見据え、 多様な主体との連携・協働を軸として-



スライドの「対話的な学び」の中の例、下線の箇所を御覧いただければと思います。「意見交換したり、議論したりすることで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする」。このようにございます。やはり、対話的な学び、グループワーク、あるいはペアワークなどを通して、自分とは異なる考え方に気が付く、あるいは自分の考えの良さを再認識する、このような学習が行われているわけであります。

となりますと、法教育で求めている力、法的な見方・考え方を身に付けていくことにつきましても、子供自身は実はもう既にそのような見方を持っているのかもしれない。ただそれを認識していない。しかし、子供同士で会話をしていく中で、自分の考えの良さに気付く、そして、それをさらに深めていくという深い学びにつながることが期待されます。

では、具体的に「公共」を通して、どのような学習が考えられているのかについて御覧になっていただければと思います。今日は小学校の先生方、中学校の先生方も多くいらっしゃるというように聞いております。高校の話だから難しいね、ということではございません。小学校、中学校において身に付けた力が、高等学校の「公共」という科目の中で花開く、というふうに御理解いただければと思いま



す。したがって、高校の先生方だけでここに書かれていることを実現するというものではご ざいません。基本的な知識であったり、技能であったり、思考力であったりといった資質・ 能力を、小・中学校の様々な教科等で補うことが求められます。

「法」に関しては、「法や規範の意義及び役割」、「多様な契約及び消費者の権利と責任」、「司法参加の意義」のような主題が掲げられてございます。そして、メディア・リテラシーと銘打ってはいますけれども、情報を収集したり読み取ったり、まとめたりする技能、情報の妥当性・信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けていく、つまり事実に基づいて考察していく、という学習が「公共」全般を通して行われるという理解となります。

となりますと、先ほど高等学校の先生方だけではなく、というふうに申し上げましたけれども、まさに中核的な学習内容、知識部分が入ってきます。そこに関しては、教科書でもちろん学ぶわけではありますけれども、教科書だけでは少し先生方も不安がある、不安が残るところがございます。自分の考え方、論理的な思考は果たして正しいのかどうか、妥当なのかどうか。この辺りに関しては、関係する専門家・機関で、資料に書いておりますけれども、消費生活センター、弁護士等というふうに、様々な専門家、関係者、機関との連携の中で、先生方も安心して授業が行われるというところを期待しているものと思います。

少し小さい字で恐縮でありますけれども、 その際、大切になってくるのが、「問い」とい うものでございます。これは小学校、中学校 においても変わりません。

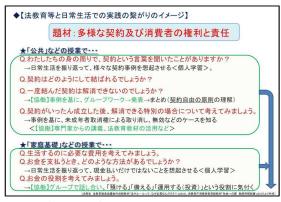
一つ例を挙げてみますけれども、「どのような場合に、契約が当事者の自由な合意とはいえないか。なぜ契約自由の原則にも例外が存在するのか。どのような点に気を付けて消費活動を行えば良いのか。」といった具体的



な問いを設けて、主題を追究したり解決したりするというふうに記載されています。ということは、契約自由の原則という概念を先生は説明で教えるというものではないわけであります。具体的な事例を出しながら、その具体例に則して子供同士がディスカッションを行い、そして自然と契約自由の原則という概念、あるいはその例外について理解を深めていく、という授業が予定されています。確かに概念的に書くと、「契約が当事者の自由な意思の合致により成立する法的拘束力のある約束であること」、「誰とどのような内容の契約を行うかは、当事者の意思に基づくこと」を理解した上で云々、というふうに概念的には理解をしている。しかし、これは言うまでもなく、ここに3行ほど書いている文字を、テストで書ければそれで良しとするものでは全くございません。むしろ、ここの赤字で書かれている、理解した知識・概念を実社会の中で活用できるかどうか。これこそが、大切なことなのではないかと思います。そのような学習が「公共」では行われるということであります。

やはりなんか難しそうですね、という話になるわけです。そこで法教育推進協議会が作成した教材、また、消費者庁が作成をした教材、あるいは思考を可視化できるワークシート等を使うという手もあります。

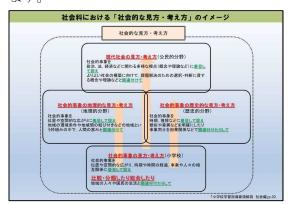
「公共」などの授業で、と書いていますけれども、「わたしたちの身の回りで、契約という言葉を聞いたことはありますか?」など、



いくつか出てきますね。買い物をする、その辺も全部含めて、契約はどのようにして結ばれるのでしょうか。どの段階で結ばれるのでしょうか。「Aさんがはい、と言った瞬間」など色々あろうと思いますけれども、そのような具体的な事例を通しながら、一度結んだ契約は解消できないのでしょうか、できない、できる、色々あろうかと思います。そして、契約が一旦成立した後に解消ができる特別な場合について考えてみましょう、というわけで、未成年者取消権などもここで出します。原則・例外をどのような順番で扱っていくのか、ということに関しても、教材においては大事な部分であろうと思います。なかなかこれを学校の先生方が1人でやろうとすると、計画以上に時間がかかるわけでありますので、既に存在する教材を活用する、あるいは専門家から講義いただく、ということがよろしいかと考えるわけであります。

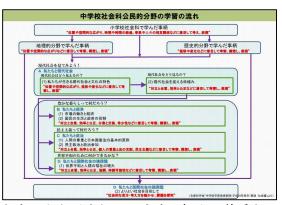
なお、契約に関しては、家庭基礎など家庭科の授業においても行われておりますので、それらの学びを総合していくことが大事かと思います。

以上の学びが、社会科においては、社会的な見方・考え方を働かせるというふうに言われているわけでありますけれども、全ての基礎は小学校にございます。小学校にも、比較・分類したり、総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりする。確かに公的な価値に関わる学習内容は、それをそのまま扱うと、小学生には難しいものもあるかと思いま



す。高校生でも難しいかもしれません。しかし、だからこそ、具体的に比較してみよう、分類してみよう、総合してみよう、みんなで話し合ってみよう、あるいは自分の生活と関連付けるというふうな手立てを講じることによって、小学生、中学生、さらには高校生という発達段階に応じたスムーズな学習が可能になるということになります。

こちらは中学校の公民的分野の学習の流れを示したものとなります。公民的分野におきましては、スライドの真ん中の「C」を御覧になっていただければと思いますが、「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」、「民主政治と政治参加」という項目がございます。これらの項目を進める場合には、「対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民



主主義などに着目して考察し、構想し、表現」をするよう示されています。個人の尊重とは何ですか、100文字で書きなさい、法の支配について100文字で書きなさい、というような話ではございません。様々な学習範囲に即して、この考え方を活用していくことが求められています。

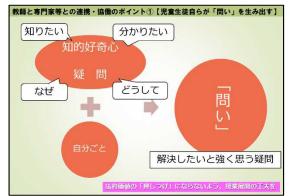
時間の関係で社会科を中心に説明をさせていただきましたけれども、このような見方・考え方を働かせて小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じた学びを進めていくことが、今の教育課程においては、勧められていることをまず御理解いただきたいと思います。

では、その中で、ここに副題として示させていただいた、思考を促す「問い」の工夫を、というところを最後に話させていただきたいと思います。

子供たちには常に知的好奇心がございます。知りたい、分かりたい、なぜ、どうして。 高校生くらいになりますと、それをなかなか 表に出そうとしないかもしれませんけれど 3.専門家や関係諸機関との 効果的な連携・協働のために -思考を促す「問い」の工夫を-

も、逆に小学生であれば既にこのような思いを持っているはずです。そして、それが自分ごとになったときに問いが生まれる。どうしてこうなのだろう、知りたい、分かりたい、というふうになってくるかと思います。したがって、どのような教材でも、出前授業においてもそうなのですけれども、法的価値の押し付けにならないように授業展開の工夫をすることが大事になります。

ここに今日いらっしゃる先生方、皆様方は、そのようなことはないと思いますけれども、まだまだ、出前授業を行うといった時に、お話をしてですね、それで「分かりましたか?」「はい。」というようなところで授業を終わるということも散見されるわけであります。確かに法的価値を知りたいわけでありますし、それを身に付けた上で、社会の中で



自分の人生を進んでいってほしい、より良い人生、幸福な人生を送ってほしいという思いがあるわけ訳です。それを一旦、自分の中にしまった上で、子供たち自身でそれに気付かせるようにする。これがプロフェッショナルである教師の務めであり、やっていくことでございます。

その部分のポイントは、思考を促す問いなのです。小中高の先生方は、おそらく無意識で、何が、どのように、どこが、何のために、なぜ、これから、どうすれば、どれが、というような問いを子供たちに投げかけています。ですから、無意識に投げかけている問いというのは、実はそれぞれ意味がありまして、どこが違うのだろう、どこが変だろう、

教師と専門家等との連携・協働のポイント②【思考を促す「問い」の工夫】 思考を促す「問い」(例) 〇何が~ (事実を探る) Oどのように (特色を探る) Oどこが~ (比較する) 〇何のために~ (目的を探る) Oなぜ~ (意味や意義を探る) (原因を探る) Oこれから~ (予測する) Oどうすれば~ (対策を探る) Oどれが~ (見極める)

どこに違和感があるだろう、と考えて活動を開始するということでございます。

なぜこのような法律ができたのか、この「問い」は意味や意義を探るものです。ですので、教材を作るとき、また、実際にそれを運用するときには、ここに示しているような問いを適宜うまく入れ込んでいくことで、思考が、あるいは表現が表出されていきます。従来、これは職人技と言いまして、自然に教師たちが何年、何十年もかけて身に付けて来たものであるかと思います。しかし、今、問いかけを最も大事にしていきたいと思いまして、「クイズです。正解は、・・・」と導入でやるのはけっこう大事なんですけれども、授業の終わりが、「正解は・・・」となるのは、これからの時代には中々そぐわないのかと思います。正解が一つに定まらない課題が多く山積をしております。また、価値に関わる課題というのは、答えは一つであるはずがないわけです。むしろ複数あることこそ良し、というふうに考えられるからでございます。

では、まとめのスライドを映させていただきます。効果的・実践的な教材を通して、法教育実践を年間計画に位置付けていただく。あるいは、効果的・実践的な教材同士をひも付けていただく。そのように読んでいただければ幸いかなと思っております。

学校は限られた時間の中で様々な教育課 題に取り組んでおります。その中で法教育を

# 

行っていくためには、限られた時間でも効果的に行うことができる教材の利用が大事です。 さらにその教材は、学習指導要領に位置付いた年間計画で「ここにあてはまっていますよ。」 という説明が上手く出来るものであれば、スムーズに活用がされるものと思います。総合的 な学習の時間等を活用する、教科学習とのコラボレーションをするということも重要です。 このような内容につきましては、今日この後の分科会、さらには午後の意見交換会で深めて いただくことをお願いさせていただきます。

本日、このようなお時間をいただきまして、多くの話をさせていただきましたけれども、 今日参加された皆さま方、また、これからの法教育の推進に少しでも参考になればと思って おります。御静聴ありがとうございました。

#### 【司会】

樋口先生ありがとうございました。質疑応答の時間をとらせていただきます。御質問のある方はマイクをお持ちしますので、その場で挙手をお願いいたします。御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 【質問者】

御講演の中では、児童生徒が法律実務家と関わることで育まれる力があるというお話も ありましたが、具体的にどのような力が育まれるとお考えか、教えていただければと思いま す。

#### 【樋口雅夫教授】

学校教育では、横の関係、子供同士の関係ということは強く聞かれます。縦の関係といいますか、教師と児童生徒という関係も強いです。しかし一方で、斜めの関係といいますか、学校教育の教師以外の大人と接する機会というのはかなり少ないというところがあるわけです。したがって、まず学校教育において法律実務家の方と直接触れ合える機会がある、このこと自体で、子供たちにとってはとても意義のある場面になろうと思います。

そして、その中で法的な価値について子供たちは、自ずと身に付けていく、つまり法律実務家の方が口頭で話をする、説明する部分だけではなく、醸し出す雰囲気といいますか、その部分の力が子供たちの中に伝わっていくということを期待しているところであります。

#### 【司会】

ありがとうございました。他に質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 【質問者】

中学校で教えています。高校で「公共」が始まったという事は聞いていますが、レジュメの中で「公共などの授業で・・・」という部分がありますよね。この内容というのは、実は中学校の公民のところで既に行っている内容です。なので、多分同じ内容であっても発達段階においてやることが違うんだな、というふうに思いました。中学校と高校との間で、同じ内容でも、こういうことは高校で、あるいはこういうところは中学校で、というものがありましたら、教えていただければと思います。

#### 【樋口雅夫教授】

こちらの法務省作成の教材の方かと思いますが、それをいくつか私の方で修正といいますか、整理をしたところはございますけれども、例えば、契約自由の原則自体に関しては中学校でしっかりと学んでいるということでありますし、さらに、中学校の特別活動などでも必然的に学んでいくことでもあります。そのような基礎的な力を踏まえた上で高等学校に行くということ、2年後には成人します、ということは、中学生以上に、より自分ごととして捉えやすい。これが高校生の初段階、15歳・16歳の考えであろう、と考えるわけです。となりますと、この専門的な知識の部分はもちろん、未成年者取消権に関するより深い知識を身に付けていく、ということは一つ可能だと思いますけれども、仮に自分自身が2年後にそのような場面に遭遇したときに、どのように行動すれば良いのかと。より自分が、どう行動すればよいのか、あるべきか、というところになっていくことが、高等学校であろうと思うんですね。

ですので、高等学校の先生方におかれましては、中学校も高等学校も、学習内容のつながりを是非御理解いただきたいなと思っております。高等学校で全て教えていると回らない、と考えられる訳ですね、これは時間的な部分もかなり超過をするわけでありますし、確かに、今の段階で、高校生が十分に知識を身に付けていないということもあるかもしれませんけれども、新教育課程においては、中学校ではさらに活動の部分が充実していますので、その知識の基盤を基に、新たな高等学校の、さらにもう一歩進んだ法教育を進めていただけるかなと思います。

#### 【司会】

ありがとうございました。他に質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 【質問者】

中等教育学校に勤めております。今後、先ほどお話のありました成年年齢に達する18歳の生徒もいれば、それよりも低い年齢の生徒もいるという、そのような状況になっておりまます。その際に、例えば、政治的分野の扱いでいくと、選挙活動に当たるような部分の留意点が必要になってくるかと思うのですけども、法教育全体という話になったときに、18歳の学年に対して扱うべき留意点、そして18歳未満の学年で扱うべき留意点、そういうところがあれば教えていただければと思います。

#### 【樋口雅夫教授】

18歳となりますと、高等学校の3年生は全員もう18歳になる学年であるというふうに考えられます。ということは、目の前にいる生徒は、「大人」になるわけですね。私達教師はこれまで子供を相手に授業をしていたわけですけれども、これまで以上に相手が大人である、というリスペクトをもって授業をすることが求められます。

これは政治・経済、あるいは倫理などを高等学校の3年生で学習をするということになる場合に大きく絡んでくることかなと思います。となりますと、18歳の大人に対して授業をする際には、これまで以上に、「教え込み」ではなくて、あなたたちはどう考えるかなという、考え方を引き出していくことがとても大事になろうかと思います。

ただ、そのための基盤となります、先ほどの選挙権の話などもありましたけれども、公職 選挙法に係る基礎的な知識ですとか、そのようなところについては、高等学校の1年生・2 年生、未成年のうちにしっかりと公共でも学習を進めていく、あるいは特別活動なども使っ て理解をさせておくということも大事だろうと思います。

そうすると、高等学校の3年間を通して複層的に学習を行うことができる体制になるのですね。また、政治・経済、倫理を学ばないといった場合もあろうかとは思いますけれども、その場合には、特別活動であったり、総合的な探究の時間であったり、このようなクラス全体、あるいは学年全体、更には学校全体で取り組む活動の中で、社会科系の先生方だけではない全ての教師・先生方がそのような認識で取り組んでいくことが、これまで以上に18歳の大人を育てるという方向に進んでいくのかなと思います。

#### 【司会】

ありがとうございました。それではお時間となりましたので、これで質疑応答を終了させていただきます。樋口先生、大変有意義な基調講演をいただきまして、誠にありがとうございました。

# 【4. 関係機関等における出前授業等の説明】

法務省大臣官房司法法制部参事官 中野 浩一

私からは、関係機関等における出前授業について御説明いたします。まず、法教育とは、一般の人々が法や基礎となっている価値を理解して、法的なものの考え方を身に付けるための教育とされております。

したがいまして、先ほどの樋口先生の御講演にもありましたとおり、決して知識の詰め込み型の教育ではなく、思考型、あるいは社会教育型の教育ということになります。

続いてのスライドでございます。

法教育の目的です。

こちらに書かれていますとおり、お互いを尊重しながら生きていく上で法やルールが不可欠であることを理解させて、他人の主張を公平に理解して、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった解決を図る資質・能力を養うということでありまして、最終的には自由で公正な社会を支える人材の育成を目指すとされております。

例えば、学校生活、あるいは社会生活などにおきま して、他人と関わる場面というのは当然ございます。

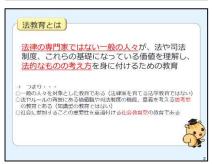
こうした場面におきましては、こういった資質・能力というのは不可欠ではないかと思います。

こういった能力が疎かとなりますれば、例えばいじめや非行、あるいは犯罪などのひずみにつながっていくのではないかと思います。

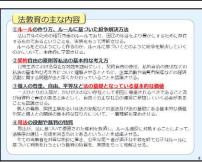
次に、法教育の主な内容のスライドですが、先ほど 樋口先生の御講演にもありましたとおり、系統性とい うスライドの中にもあったかと思います。 関係機関等における出前授業等の説明

法務省大臣官房司法法制部参事官
中野 清一

生きるテカラ







時間の関係で細かいところは省略させていただきますけれども、一つ目はルール作りということであります。ルールに基づいた紛争解決方法を学んでいただく。

二つ目にありますのは、契約自由の原則などの私法の基本的な考え方を身に付けていただく。

三つ目でございますが、個人の尊重、自由、平等など、憲法に書かれていることでありますが、そういった法の基礎となっている基本的な価値、それを身に付けていただく。

四つ目でございますが、司法の役割や裁判の特質などの点を身に付けていただくという ものです。

こうした点、いずれも重要なものです。

皆様には既に御案内のことかもしれませんけれども、法務省に設置しました法教育推進 協議会では、様々な教材を御用意させていただいております。

昨年のセミナーにおきましても御紹介をさせていただいたところでありますが、今回少 しお時間いただいて改めて御紹介させていただければと思います。

例えば、こちらのスライドで御覧いただいているものは冊子の教材、あるいは視覚聴覚教材、DVDの教材です。

小学生、中学生、高校生ということで、様々な段階 に応じた教材を作成させていただいております。

小学生向けの冊子教材でございますが、身近な問題 を取り上げながら、先ほど申し上げました教育の内容 を身に付けていただけるようになっております。

例えば、小学校3・4年生向けの欄を見ていただきますと、約束をすること、守ることのところの題材でございますが、ゲームの貸し借りを巡るトラブルの事例を通じて、約束すること、守ることの意義を理解してもらうという内容の教材を作成しております。

身近な例を取り上げて、できる限り興味・関心を惹 くような作りとなってございます。

先ほどの教材とパラレルな形で、視聴覚教材も御用 意させていただいております。

アニメーション仕立てになっておりまして非常に親しみやすいものとなってございまして、私も小学5年生と2年生の子供がいるのですけれども、2年生の子供でも、十分理解ができるということで面白かったと言っていました。

続いてのスライドは、中学生向けの冊子教材でございます。

これも御覧の内容のとおりとなっております。

一番上のところ、例えばルールづくりのところを御 覧いただきますと、ゴミ収集に関する題材を取り上げ









て、ルールづくりの大切さ、あるいは法の大切さということを理解していただく内容になっていたり、あるいは二つ目のところ、消費者保護の欄を見ていただきますと、買い物の 事例を通じて、契約自由の原則などを理解していくという内容になっております。

続いてのスライドですが、これも先ほどの冊子教材 に対応する視聴覚教材でございます。

こういった視聴覚教材、先ほどの小学生向けも然り、中学生向けも然りでありますが、DVD媒体だけでなくて、法務省のYouTubeチャンネルでもアップさせていただいております。

是非御活用いただければと思います。

それぞれの単元について、短い内容になっておりますので、一コマの授業で活用していただけるようになっていると思います。

続いてでございますが、高校生向けの冊子教材であります。

ルールづくりに関し、海水浴場の利用ルールである とか、あるいは大学入試のアファーマティブ・アクションなどを取り上げさせていただいて、ルールづくり の重要性、あるいはルールの重要性というものを理解 していただける内容となっております。

続いてのスライドでございますが、私法と契約ということであったり、紛争解決ということで民事の裁判、あるいは刑事の模擬裁判などを取り上げさせていただいております。

また、高校生向けに「18歳を迎える君へ」というリーフレットを昨年配布させていただいております。

成年年齢の引下げに伴いまして、留意すべき点をま とめたものとなっております。

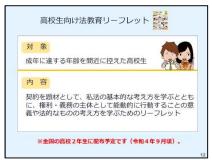
これもマンガ仕立てとなっておりまして、高校生の 皆さんが自分で読んで十分理解できる内容となってお ります。

例えば社会科の先生、あるいは家庭科の先生におきましては、このリーフレットを用いまして授業で活用をしていただいたということも聞いております。









法務省のホームページに専門家による解説動画を掲載させていただいておりますので、 それを参考にしていただければと思います。

こちらのリーフレットは、今年も全国の高校2年生に配布する予定としております。

高校の先生方におかれましては、昨年配布に御協力いただき、この場を借りて御礼申し上げます。

また、このリーフレットに関しましては、授業で用いるためにパワーポイント用のデータが欲しいというお求めをいただいております。

今年は、できればこの紙媒体の配布にあわせて、パワーポイント用のデータもこちらで 御用意させていただきまして、ホームページにアップさせていただけるように準備を進め ているところでございます。

次のスライドは、法教育教材を使用したモデル授業 例ということで、こちらも法務省のホームページに掲載させていただいているものでございます。

授業を実施した先生方の御厚意によりましてアップ させていただいているものでございます。

小学校、中学校、高等学校におきまして、それぞれ 授業を行っていただきまして、実践報告も付けていた だいております。



その中には、生徒さんのアンケート、あるいは振り返りの内容も記載していただいておりまして、大変参考になると思います。

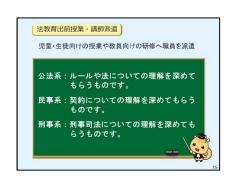
是非御活用いただければと思います。

続きまして、出前事業について御説明させていただ きます。

15ページ目のスライドになります。

法務省では、児童・生徒向けの授業、あるいは教員 向けの研修に職員を派遣しております。

テーマは大きく分けて三つ、公法系・民事系・刑事 系がございます。公法系におきましては、大きなテー



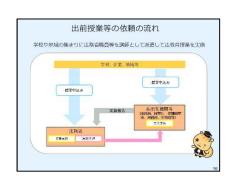
マでございますが、ルールや法についての理解を深めていただくもの、民事系といたしましては、契約、契約自由の原則などの理解を深めていただくもの、刑事系については、刑事司法についての理解を深めていただくものということになっておりまして、成年年齢の引下げに伴いまして、契約の関係、あるいは裁判員裁判の裁判員となることもできるようになりましたので、こういったところを知っていただくのは非常に重要なことであろうと思います。

続いてのスライドでございますが、出前授業の依頼の流れを御紹介させていただいています。

これは法務省、あるいはその出先機関にお申し込みをいただく場合の流れでございます。

法務省に直接お申し込みをいただく場合は、右の矢 印の流れとなっております。

手前どもが直接学校に赴いて授業を実施させていた だくこともあれば、例えば法務省であれば、各地に出 先機関を抱えています。



例えば、民事系では、法務局、刑事系では、検察庁がございます。

あるいは保護観察所であったり、刑務所であったり、少年院であったり、こういった出 先機関を抱えておりますので、これらの職員が赴いて授業を実施させていただくという場 合もございます。

それぞれ法務省のホームページ、あるいは出先機関のホームページに、出前授業の連絡 先を記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

法務省の出前授業の例を御紹介させていただきます。

法務省におきましては、検事出身の職員、あるいは裁判官出身の職員を抱えております。

そうした者を中心に、御要望に沿った内容、例えば民事系であれば裁判官出身、刑事系 であれば検事出身の職員を派遣して、御説明をさせていただいています。

17ページ目のスライドは、実際に千葉県の高校2年生を対象に出前授業をさせていただいたときに使った資料ですが、御紹介したいと思います。

学校からは、主権者になることの意識付けを中心に 学ばせたいといったお求めがございました。

そこで、我々からは、ルールづくりについてのテーマで、講義とともに、議論をさせていただいたものです。

右側のスライドにありますとおり、まず、海水浴場をめぐる問題の洗い出しについて、このスライドを示さずに、まずは生徒さん達で議論をしていただいた上で、例えばこういった問題があるのではないかということで、提案型の説明をさせていただいております。

その上で、次の18ページ目のスライドでありますが、問題解決に対してはどのようなルールが必要なの



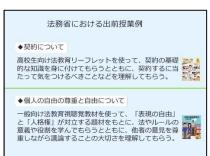


かというところで、そもそもなぜルールが必要なのかというところについて議論をしなが ら、こういったスライドを使って御説明を申し上げたところでございます。 その際には、やはり様々な考え方、様々な立場があるということを意識していただくと いうところが大事かと思っております。

19ページのスライドでございます。

これもまた別の出前授業で取り上げた例でございます。

スライドの上の部分、「契約について」というところでありますが、これは昨年、例えば東京、岐阜、石川の各高校からお求めがあったものでございまして、 成年を迎えようとする高校2年生あるいは3年生を対



象に、契約に当たって気を付ける事項を教えてほしいというお求めがありましたので、先ほど御紹介申し上げました「18歳を迎える君へ」というリーフレットを使いながら、契約の際の留意点であるとか、あるいはそもそも契約とは何か、契約の自由というところについて御説明申し上げたというものでございます。

また、スライドの下の部分でございますが、これは今年実施したものです。

都内の高校から、個人の自由の尊重についての講義のお求めがあったものでございます。

そこで、最近のSNSを利用した情報発信につきまして、書き込んだ側、あるいは書き込まれた側に分かれて議論をしていただいたというところでございます。

また、今年ちょうど刑法が改正されまして、侮辱罪の法定刑が引き上げられましたので、そのことも併せて御説明申し上げまして、議論をしていただいたというところでございます

続いて20ページ目のスライドは、検察庁における 出前授業でございます。

検察庁は、検察官、検事が所属しています。

例えば、出前教室であれば、検事や検察事務官が小学校、中学校、高校に赴きまして講義を実施したり、あるいは移動教室ということで、先生方や生徒さんに検察庁に来ていただいて、庁舎内の見学をしていただくというところでございます。



好評なのは移動教室でございまして、実際に取調室を見ていただいたり、庁によっては 証拠品なんかを見ていただいたりすることもあるのかなと思いますが、そういった生の部 分に触れていただくことで、非常に関心高くお話を聞いていただけるということでござい ます。

時間も1時間であったり時間であったり、お求めに応じてプログラムを組ませていただきますので、御活用いただければと思います。

21ページ目のスライドは、これは東京地検における出前授業の例です。

スライドの左手にございますが、模擬取調べという ものも実施しております。

こうした中で、黙秘権の重要性であるとか、あるい は真実発見という憲法等の要請や重要性、あるいは価 値の対立、こういったものを体感していただいたり、



あるいはスライドの右手にございます模擬裁判を実施いたしまして、その中で「疑わしき は被告人の利益に」というような、基本的な考え方を体感していただけるようにしており ます。

先生方におかれましては、学習の目的、あるいは移動教室に割ける時間を御提案いただければ、こちらで是非アレンジしたいと思っておりますので、御活用いただければと思っております。

お問い合わせ先も書かせていただきますので、御活用いただければと思います。

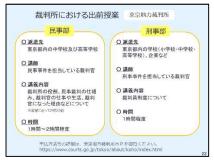
また、東京以外の千葉、横浜など各地検におきましても同様に、出前授業あるいは出張

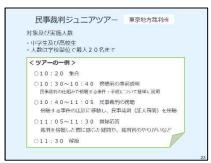
教室というものを行っておりますので、御活用いただ ければと思います。

22ページ目のスライドでございますが、これは裁判所における出前授業でございまして、裁判所もそれぞれ地裁があり、例えば東京地裁でしたら、民事部・刑事部に分かれておりまして、民事部であれば、例えば民事裁判の仕組み、契約に基づく民事裁判について、刑事部でありましたら、裁判員裁判などの刑事裁判について、御説明いただけるものと思います。

このアドレスから申し込んでいただければと思います。

次のスライドですが、民事裁判ジュニアツアーということで、裁判所におきましても、実際の法廷に足を 運んでいただいて、生の事件を見ていただくというこ





とになろうかと思いますが、まずその生の事件について御説明を申し上げた上で、実際の 生の事件の証人尋問を見ていただくということとなっております。 続いて24ページ目のスライドは東京家裁における 出前授業でございます。

家事事件や少年事件を担当している裁判官が講師と なって講義をさせていただくものです。

家事事件というのは家庭にまつわる紛争でございます。

あるいは少年事件というのは非行事件でございま す。

生徒さんにとってはより親しみがあるかもしれません。

こちらにつきましても裁判所のホームページからお申し込みいただくこととなっております。

25ページ目のスライド、弁護士会における法教育です。

日本弁護士連合会におきましては、全国の弁護士会を通じて出張講座を行っております。

各地の単位弁護士会につきましては、日弁連のホームページからアクセスできますので、是非御参考にしていただければと思います。

裁判所における出前授業 東京家庭裁判所

家事事件・少年事件を担当している裁判官

○ 時間

家庭裁判所の仕組み、裁判官の仕事、裁判于続等

中込方法等の詳細は、東京家庭裁判所HPを御覧ください。 https://www.courts.go.jp/tokyof/about/koho/demae\_kougi/index.htm

東京都内の小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校

なお、東京の弁護士会は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の三つ 組織があり、それぞれが取組を行っております。

特に地域との対応関係ではございませんので、皆様方におかれましては、適宜の弁護士 会にお申し込みいただければと思います。

こちらは東京弁護士会における取組です。

例えば、小学生から高校生を対象にした模擬裁判、 あるいは次の2点目でございますが、ルール作りの講 義、あるいは裁判傍聴については刑事裁判を弁護士さ んと一緒に傍聴するという内容となっております。

時期に応じまして、ジュニア・ロースクール、ある いはオータムスクールというイベントを開催している ということでございます。

こちらは第一東京弁護士会の出前授業の例でございます。

おおむね同様の内容となっております。

28ページ目も同様の、こちらは第二東京弁護士会の法教育の例でございます。





こちらも同様のものとなっております。

刑事模擬裁判の授業などもしていただいているということです。

また、裁判傍聴の引率ということで、先ほどの刑事 裁判あるいは民事裁判の傍聴の引率も行っていただけ るということです。

是非御活用いただければと思います。

本日は時間の都合上、御紹介できませんでしたが、司法書士会におきましても、法教育について精力的な活動を行っていただいていると聞いておりますので、例えば検索で「司法書士 法教育」ということで検索していただければ、そのホームページに行きつくので、是非御参考にしていただければと思います。

以上、雑把ではございましたが、出前授業等について御説明させていただきました。 是非御活用いただければと思います。

ありがとうございました。

# 【5.分科会】

#### 1) 小学校分科会

世田谷区立烏山北小学校 主任教諭 渡辺 大介 弁護士 張江 亜希

#### 【司会】

それでは、分科会を開始いたします。はじめに、講師を御紹介いたします。本日の講師は、世田谷区立烏山北小学校主任教諭の渡辺大介先生です。また、渡辺先生の授業実践に ゲストティーチャーとして参加された弁護士の張江亜希先生にも御同席いただいておりま す。それでは渡辺先生、張江先生、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【渡辺大介教諭】

先生方、こんにちは。先ほど御紹介いただきました世田谷区立烏山北小学校で、5年生の担任をしております、渡辺大介と申します。よろしくお願いいたします。

まずは簡単に自己紹介をします。私は、今、 世田谷区内の学校に勤めているのですが、それ

# 教員向け法教育セミナー 小学校分科会

令和4年8月18日(木) 東京都 世田谷区立烏山北小学校 主任教諭 渡辺 大介

までは八王子市内の小学校や山梨県内の小学校・中学校などで勤務し、現在に至っております。今年4年目ですが、6年生はまだ担任していないという状況です。本校は、区内では中規模くらいの規模の学校です。今年は、70周年を迎える節目の年になっております。

スライド右側に本年度の研究主題を載せております。昨年度まで、カリキュラムマネジメントに関わる研究を行っており、今回の実践もカリキュラムマネジメントを意識した単元計画にしてありますので、その辺りも追々お話をさせていただきたいと思っております。

烏山北小学校は、6年生が3クラスあるので

学校紹介

校内研究 主題

これからの社会を生き抜く
児童の育成
〜思いやりの心/
主体的・対話的・探究的な
授業づくりを通して〜
と校児童:662名(21学級)

すが、今回は、この3クラス全てを借りて授業をさせてもらいました。今年の6年生は、 昨年まで、3・4・5と私が3年間持ち上げてきた学年ですので、子供たちと私の関係は 全く知らない同士ではないということを付け加えておきます。

それでは、実践報告へ移りたいと思います。まず、今回の単元において、私が一番意識 したところは、「子供たちに憲法や政治を身近に感じてもらいたい」という想いをもって 授業を行ったことです。子供たちにとって憲法や政治と聞くと少し遠い大人の世界のイメ ージがあるかと思うのですが、その距離感をいかに縮め、子供たちが憲法や政治を自分ごととして感じられるか、そういったところを意識して単元計画を立てたり、授業を行ったりしました。

単元計画ですが、全11時間で計画いたしました。「つかむ」段階が2時間、「調べる」段階が7時間、「まとめる」が1時間、「つなぐ」が1時間の合計11時間という単元設定で行いました。私は6年生の担任ではないので、全ての時間について、私が指導できたわけではないのですが、法務省作成教材



「きめきめ王国」を活用した3時間目の授業と、一番最後の11時間目、ゲストティーチャーを活用した授業、そこを私が持たせていただいたという、そういうタイムラインになっております。特に3時間目に関しては、カリキュラムマネジメントの人的・物的な体制確保ということを意識した授業を行い、最後の時間は、人の活用を意識した授業を展開しました。

では、まず実践紹介1ということで、単元 計画でいう3時間目のところになります。調 べる時間の1時間目になります。法務省作成 教材の「きめきめ王国」を活用して、権利や 自由の意味についてお話をしていきました。 簡単に説明いたしますと、王様が情報を全て 管理するという架空の王国を舞台にして、子



供たちと一緒に「権利って何かな」ということを話し合う、そのような内容の授業展開を しました。

今回の3時間目だけではありませんが、単元全体を組み立てるに当たっては、6年生の担任とも、少し打合せをしております。先行オーガナイザーという考え方も少し用いて、子供たちの理解を深めたり、見通しをもって学習をしたりしていこうと、そういう話もしておりますので、付け加えておきます。先行

#### 実践1 ねらい

<mark>先行オーガナイザ</mark>ーの考え方を 用いて、理解を深めたり、見通 しをもたせたりする。

オーガナイザーについて御存知な方も多いと思いますが、これは、概略を先に提示して大枠をつかんでおくことによって、既に知っている情報と関連付けて理解を促すというものです。今回の例でいいますと、導入の段階で子供たちと一緒に学習計画を立てるのですが、その段階で、今回の単元はどういうことを学習していくのかという大枠を子供たちと一緒につかんでいきました。

今回の単元の4時間目に、基本的人権の尊重について学習する時間がありまして、私も過去2回ほどそこの授業をやりましたが、権利や自由について、割と子供たちは難しいとか暗記をしなきゃいけないんだというイメージを持っていることが多かったので、そこは学習に臨みやすくするために、基本的人権の学習をする前に、今回の「きめきめ王国」を活用して、権利や自由ってこういうことだよという大枠を少しつかんでもらってから、基本的人権などについて学習していこうと考えました。それでは、3時間目の授業の様子を御覧ください。憲法や政治の学習はなかなか難しいというイメージがあるかと思いますので、導入段階では身近なところから入っていきました。

#### (授業動画を視聴)

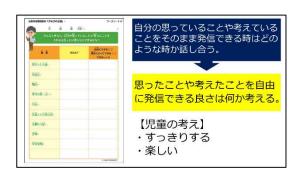
子供たちが結構自由に発言していたのですが、身近なところから、どのようにニュースを手に入れているか、と質問して導入を行いました。この導入のあとに「きめきめ王国」の概要を説明して、スライド左側のプリントですね、ワークシートを配布して状況把握を一緒にして、「きめきめ王国」のように情報



を受け取る手段が限られていたらどんな不都合が起こるかなということについて話合いを しました。そして、その話合いの後に、今度は現在の日本と「きめきめ王国」を比較し て、様々な手段で情報を得られる良さって何なんだろうということについて、話合いをし ていきました。こちら授業の様子も御覧ください。

#### (授業動画を視聴)

知る権利という名称を出したんですけれど も、子供たち、既に知ってるよという子が3 割弱くらいいたかなという認識でした。今の 動画は授業の前半なんですけれども、授業前 半で知る権利について少し伝えまして、後半 は今映っているワークシートを活用して、今 度は自由に関する学習を進めていきました。



今回は、表現の自由に絞って考えていったんですけれども、一人一人が自分の思ってることや考えることをそのまま発信できるとどうなるかというのを、個人作業でワークシートに記入をしていき、交流をしながら、僕はこうだ、私はこうだという形で意見交換をして

もらいました。そのあと、思ったことや考えたことを自由に発信できる良さは何なのかについて発表したり、考えたりしました。そのときの授業の様子です。

#### (授業動画を視聴)

このあとの時間は、それぞれのクラスの担任の先生に授業をお願いしていたというのもあり、知る権利や表現の自由に、あまり深くなりすぎてしまうと、それだけで授業が終わってしまいますので、子供たちが「他にどんな権利や自由があるのかな」とか結構呟いていましたが、「そこに関しては、次の時間で勉強してね」という感じで終えました。このような形で知る権利と表現の自由を例として、大枠をつかむ時間にいたしました。

こちらは3時間目の授業の振り返りになります。右下の赤い枠で囲ってあるところを拡大したのが吹き出しの部分になります。ある子の振り返りには、「私たちの生活は情報をたくさん知れて困らないけど、気を付けることが大切だとわかりました。この学習を生かして上手く情報を活用出来るようになりたいです。」と書いてありました。最初に情報について触れたので、感想にも情報に関することがたくさん書いてあったんですけれども、学習に生かしてというようなことを書いている子もいました。

また、別の子の振り返りなんですけれども、「知ることができる情報が限られていた ら、みんなにとって不都合で生活がつまらないけど、権利があるから自由にできたり、生 活が楽しくなる。」というようなものがありました。子供なりの言葉で権利であったりと か、自由の関係というところを考えているんじゃないかと思っています。ここまでが第3 時の紹介でございます。

続いて、実践紹介2でございます。11時間目でございますけれども、ここでの授業は弁護士の張江先生をゲストティーチャーとしてお招きして授業を展開いたしました。ゲストティーチャーの先生を活用し、話合いの質をより高めたいというところを狙いにして話しました。

#### 実践紹介 2 GTの活用



弁護士の張江先生を ゲストティーチャー としてお招きして、 授業を展開しました。

#### (授業動画を視聴)

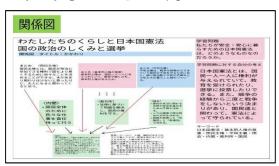
ここは前の時間までを振り返って、自分のまとめを共有していた時間でございます。別 のクラスの振り返りの様子も御覧ください。

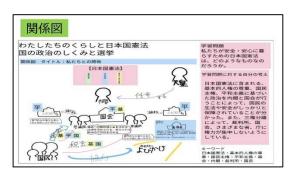
#### (授業動画を視聴)

子供たちは、一人1台iPadを持っていますので、ノートやアプリにまとめた自分の考えなどを確認しながら振り返りを行いました。先ほどの振り返りの中に関係図という言葉が出てきたかと思うんですけれども、それはこういうものでございます。

これはいろいろな単元でまとめの時間に 作っているんですけれども、それぞれの時間のまとめを付箋に書いて、付箋同士にど のようなつながりがあるのかを矢印や線で 結び、関係性を1枚の図にしたものが関係 図になります。右側に学習問題とその学習 問題に対する自分なりの考えを書いていま す。

先ほどの動画では、右側の学習問題に対する自分の考えを共有してるという子が多かったかなと思います。これも別の子が書いた関係図で、付箋だけでなくイラストも使ってまとめてあるんですけれども、自分が分かるように省略記号を使ったり、工夫





したりしながらまとめています。今回の実践とは少し外れてしまうかもしれないんですけれども、関係図というものを作成して、それを共有した時間にもなりました。次の動画を御覧ください。

#### (授業動画を視聴)

私の方から一斉配信した資料がこちら「世界の議会選挙投票率ランキング」という資料になります。私が投げかけなくても、すぐ友達同士で話し合ってる様子が見られましたので、その様子を御覧ください。

			20		
世界の諺	会選挙投票率ラ	ンキング	66	イタリア	72.939
順位	国•地域	投票率	74	スペイン	71.769
1	ベトナム	99.26%	87	カナダ	67.659
2	ラオス	97.94%	89	イギリス	67.559
3	シンガポール	95.81%	97	韓国	66.219
8	オーストラリア	91.89%		177	
18	スウェーデン	87.18%	129	アメリカ合衆国	56.849
52	ドイツ	76.15%	139	日本	53.689
58	台湾	74.86%	194か国が対	象の調査 出典『GL	OBAL NOTE

#### (授業動画を視聴)

ここは、単元計画に基づいて色々権利のことも学習しているので、この資料を共有した後に、参政権という言葉が出て、参政権があるのに投票率が低いよねとか、なんで使わないんだろうみたいな、そういうつぶやきも結構ありました。そこから私も拾って、憲法をどうやって生かしていけばいいのかとか、どうやって関わっていければいいのかなという形で、授業のめあてにつなげたという流れになっております。

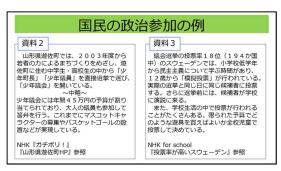
一つのクラスでは「参政権」という言葉が出てこなかったので、私の方から「参政権って勉強しなかった?」という感じで振ったところはありましたが、資料と学んだことをつなげながら、自分たちなりの疑問を出しているという場面が見られました。このあと、日本国憲法とどういうふうに関わっていければよいのかということをグループで話し合っていくわけなんですけれども、そのときに使った資料が2種類あります。

一つは「日本の投票率の移り変わり」という 資料です。10代が投票に初めて参加した20 21年に行われた選挙の結果までを入れてみま した。中には、同じ年代の人たちが加わって も、投票率にそんなに伸びがないということを 書いている子供たちもいましたが、こういった 10代が参加したものを例に載せたりですと か、あとは「国民の政治参加の例」という資料 も話合いの資料として入れておきました。

資料2は山形県の遊佐町の資料で、子供たち が議会を開いてるという少年議会の資料です。

資料3は「NHK for school」を活用し、外国の事例、国内と国外でそれぞれの同年代の人たちがどういうふうに政治に参加





しているのかという例を示しました。子供たちの想像だけで話が進むんじゃなくて、資料を基に話合いが進むといいなと思いまして、このような資料を用意して話合いを行いました。

ここからは話合いの様子になります。張江先生にもどんどん子供たちの話合いの中に入っていただきました。では、御覧ください。

#### (授業動画を視聴)

話合いの様子や発表の様子を見ていただきました。今回、張江先生とは、授業の最後に、総括のお話をしていただくだけではなくて、子供たちの話合いに入っていただくことで、子供たちがより主体的に学んでいけるのではないかという打合せをしていまして、こういう形で入っていただきました。張江先生から、子供たちの話合いの様子で何か気づいたこととか、印象に残っていることがありましたらお伺いしたいと思います。

#### 【張江亜希弁護士】

弁護士の張江です。よろしくお願いいたします。私の方から2点ほど、児童さんと話していて気付いた点をお話させていただきたいと思います。まず、「日本の投票率の移り変

わり」という資料を見ていただいたのですが、1990年は73.31%という、割と高い投票率であるにも関わらず、93年とか96年になると、いきなり落ち込んでいるという数値を見て、「それは何か理由があるんですか?」という質問をされました。その時私が感じたのが、数字として見ているだけではなくて、そうなった理由がどこにあるのかと考える探求心が生徒さんの中にあるんだなということです。私が、「1990年というのは、社会的にはバブル経済で景気がよかったけど、93年とか96年になると経済が低迷してきてちょっと社会に元気がなかったよね。」と話すと、「じゃあそういうことも影響して、選挙の投票率が下がっているのかもしれないね。」というような発言をしていた生徒さんもいました。

もう一点は、「国民の政治参加の例」の資料2の山形県遊佐町の資料を見ていた児童さんからの質問です。「この中から聞いていいですか。」という質問をされたので「どんなことでも聞いていいよ。」と伝えると、「少年議会に年間45万の予算が割り当てられているんだけど、本当に使っていいの?」と聞かれました。「これは議会で少年議会に割り当てられたもので、少年議会で決めれば使っていいものなんだよ。」ということを話した上で、何でそれが気になったのかなと思ったので、「どうしてそれが気になったの?」と聞いてみました。すると、その子はバスケットゴールはいらないと思っていたらしく、

「自分がいらないと思っているものに予算って使っていいのかな。」と話していたので、「あなたはいらないかもしれないけれども、議会で話し合った結果、今回はバスケットゴールに使おうということになったんだよ。もし、あなたが少年議会に入っていたら、自分の使いたいものをどういう理由で使いたいのか話してみてもいいんじゃないかな。」というようなお話をしました。

#### 【渡辺大介教諭】

ありがとうございます。このような形で話 合いは進みました。こちらは、授業後に子供 たちに書いてもらった振り返りやノートを見 させてもらったものの抜粋ですけれども、そ れぞれの資料の要点はつかめたのかなと思い ます。また、これは課題にもなりますが、資

#### 資料1 資料 2 資料3 10代が選挙に参 遊佐町では、大人 12歳から模擬投 加しても、投票率 が低い。若者も政 票を行っている。 子どもの頃からの も子供も政治に参 加している。若い 治に対して関心が 力が必要なのだと 経験が大切だと思 低いのだと思う。 感じた。 任せっきりはだめ だと思った。 ・ 子どものころから スウェーデンでは 選挙や政治参加が 政治に参加する経 スマートフォンや 験をもつことが大 習慣化していると SNSを利用すれば 切だと思った。 思った。 投票率が上がるの ではないか。

料の横にメモ欄があったら、話合いの際に子供たちにとって便利かなと思って用意してみたんですけれども、逆にメモ欄に読み取ったこととかを書くことに夢中になってしまって、話合いが停滞してしまったみたいなこともありました。最初のクラスの様子を見て、残りのクラスではそのメモ欄を消して、話合いの方に重点を置けるように、そういった工夫もいたしました。授業の最後に、張江先生から授業全体の話し合いの価値付けをしていただいたのですが、子供たちが自分ごととして捉えられるように、香川県のゲーム禁止条例の話もお話ししていただきました。

#### (授業動画を視聴)

このような形で、授業の最後に張江先生にお話をしていただきました。張江先生の方から、授業全体の様子とか気付いたことがありましたらお願いします。

#### 【張江亜希弁護士】

このクラスは子供たちがとても積極的なクラスだったので、たくさん意見が出たのですが、他のクラスの中には、「自分たちの社会のことは偉い人に決めてもらえばいいんじゃないか」という意見が生徒さんたちの中で出ていたりしました。でも、最後に香川県のゲーム禁止条例の話をすると、「えーそんなこと勝手に決められちゃったら嫌だ」と、やっぱり自分たちのことは自分たちで考えて決めていかなきゃいけないんだな、と意識が変わった瞬間を見られたりしたので、身近な事例を子供たちに感じてもらって、社会で起きていることが他人事じゃないんだということを感じてもらうには、いい授業だったんじゃないかなと思います。

#### 【渡辺大介教諭】

ありがとうございます。これは、11時間 目の子供たちの振り返りになります。赤いと ころを中心に見てみますと、「いい国になる ように国民として協力したいと思った。」で すとか、「選挙や憲法の大事さが分かっ た。」ですとか、「身近で自分たちに関わり のあるところから憲法に関わることをしてい けば、関心がわくのではないかと思った。」



けば、関心がわくのではないかと思った。」、「今回の授業を通して新しい疑問ができた。」など、自分事として捉えられた授業になったんじゃないかなと思っております。

最後に成果と課題です。まず成果ですが、 第3時、法務省作成の教材を使用した授業に 関しましては、今回はイラストのみを使わせ てもらったんですけれども、子供たちが関心 を持ちやすいイラストだったので、権利や価 値、自由などについてあまり抵抗なく入るこ とが出来たのではないかと思っております。

## 成果と課題

#### 成 【第3時】

 権利や自由について自分事として考えることができた。 また、第3時で得た知識を活用して基本的人権の尊重に基づく 取組を調べることができた。

#### 【第11時】

- ・10代の取組を導入に用いたことで当事者意識をもって話し合いを行うことができた。
- ・グストティーチャーにも話し合いに積極的に加わっていただくことで主体的に学びに向かう姿が見られ、憲法や政治に対する関心の高まりがみられた。

また、自分事として考えることができたり、第3時で得た知識を活用したりして、その次の基本的人権の尊重に基づく取組を調べることができたということが成果として挙げられます。

第11時に関しましては、10代の取組を導入に用いたりですとか、話合いを資料の中に入れたりしたことで、自分事として当事者意識を持って話合いを行うことができたということと、張江先生にも話合いに積極的に加わっていただくことで、主体的に学びに向かう姿が見られて、憲法や政治に関する関心の高まりが見られました。私は法律や事例にあまり詳しくないので、張江先生との打合せの時に、子供たちの実態に沿った興味関心を引き付けるような事例についていろいろアドバイスを頂いて、それを授業の中に落とし込むことができたので、ゲストティーチャーを活用して良かったと思っております。

課題に関しましては、第3時は、1時間の中で、知る権利と表現の自由の両方を扱ったため、ちょっと時間的に厳しかった部分もあったというところと、権利のところから自由のところに移り変わる繋ぎの部分が、じゃあ次ねと、1回切れてしまったので、その辺りが今後の課題だと思っています。

## 成果と課題 「第3時」 ・1時間で「知る権利」「表現の自由」を扱ったため、授業をつなげにくかった。 【第11時】・資料の読み取りに意識が向き過ぎてしまい、話し合いが停滞する場面があった。 ・投票率を上げるための対策に関する話が中心となり、日本国憲法に定められた権利が自分たちの生活に深く根付いていることを振り返り、再度確認しあうような話し合いに広がらなかった。

第11時に関しましては、先ほども少し言いましたけれども、クラスによって資料の読み取りに意識が行き過ぎてしまって、話合いが少し停滞してしまう場面があったので、どの資料を使うかという資料の精選も必要だと思いました。あと、投票率を上げるための対策の話が中心になったんですけれども、日本国憲法に定められた権利が自分たちの生活に深く根付いていること、それを振り返って再度確認するというような時間までちょっと至らなかったかなというところでございます。選挙に関する話題で話が盛り上がりすぎてしまって、終わってしまったというところがあったので、授業展開などを工夫していく必要があるのかなと感じました。

今回機会を頂いてこのような授業をさせていただいたんですけれども、権利とか自由とか、そういったものに関することは、社会科はもちろんですけれども、その他の教科でも、道徳の時間ですとか、学活の時間ですとか、いろんな時間の中で取り上げることができるかなと改めて感じました。今後、法的な視点を持ちながら、授業作りをしていって、憲法や政治について、子供たちが自分事として考えられるような、そういった子供を育成できるようにしていきたいと思います。

本日はお忙しい中ありがとうございました。御清聴ありがとうございました。

#### 【司会】

渡辺先生、張江先生、ありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思います。質問のある方は、挙手をお願いいたします。

#### 【質問者】

ゲストティーチャーを活用する授業を実施しようとするとき、いつ頃から準備していたのかということをお伺いしたいです。また、参政権を取り扱ったところで張江先生に入っていただいたことについてですが、自分のイメージしていた法教育はどちらかというと三権分立とか、立法、行政とかそっちの方かなと思っていたので、参政権を取り扱う場面でゲストティーチャーを活用した意図があればお伺いしたいと思います。

#### 【渡辺大介教諭】

ありがとうございます。まず一つ目のタイムスケジュールに関することですが、私の場合、昨年11月ぐらいには話し合っていました。ゲストティーチャーをお願いする日程に関しては、私はちょっとわからないのですけれども。

#### 【張江亜希弁護士】

弁護士ですと、だいたい2ヶ月先までの予定が決まっていることが多いです。そのため、2ヶ月前くらいには御連絡いただけると、日程も確保しやすいかなと思います。1ヶ月前でも空いていれば対応できる場合もあると思います。ただ、「来週で」となると難しいかなと思います。私は御予約いただくに当たって、2ヶ月前の御連絡をお願いさせてもらっています。

#### 【渡辺大介教諭】

次に参政権のところで張江先生に入ってもらった理由をお話します。今回の単元を考えるにあたって、どの部分に関して張江先生にお話をしていただくか、すごく悩んだんですけど、単元を作っていて、子供たちが学んできたことを使って話合いが盛り上がりそうなところを、打合せさせていただいた時に、今、選挙のその辺りが、子供たちにも、こういう事例もあるから分かりやすいんじゃないかとアドバイスいただきまして、国民主権の選挙に関わるところに絞って授業を行いました。三権分立とかをやれれば、話題が広げられてもっと話が盛り上がったかもしれないので、今後考えていければと思っています。ありがとうございました。

#### 【司会】

司法を勉強するときなどに弁護士が授業に参加することが多いと思うのですが、選挙権 に絡めて、法律家の視点からお話ししていただく場合に、どのようなことが教えられるの かについて御紹介いただければと思います。

#### 【張江亜希弁護士】

ありがとうございます。法教育の目的は「生きる力」を身に付けるというところにあります。そのために、必要な知識を得るということもそうなんですけども、得た知識を使ってより良い社会の形成を目指すということですので、まさに選挙権のところで呼んでいただけて大分盛り上がったのかなと思っています。制度の説明をするだけではなくて、持っている権利を使って、どういう社会を作っていきたいのか考えていこうという話ができました。身近にどういう問題があって、どう考えていくのかという話に発展しやすいので、今回のようなテーマの授業に呼んでいただけた方が我々は法教育の授業として話しやすいかなと思います。

#### 【司会】

ありがとうございます。それではお時間も過ぎましたので、質疑応答は終了したいと思います。改めまして、渡辺先生、張江先生、本日は誠にありがとうございました。

#### 2) 中学校分科会

渋谷区立笹塚中学校 主任教諭 西﨑 弘人

#### 【司会】

それでは、お時間となりましたので、ただ今から、中学校分科会を開始いたします。 はじめに、講師を御紹介いたします。本日の講師は、渋谷区立笹塚中学校主任教諭西﨑弘 人先生です。御経歴等、詳細の御紹介は先生の発表資料を御覧ください。

西﨑先生には、本年の6月に実施した法教育授業の実践報告をしていただきます。 それでは、西﨑先生、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【西﨑弘人教諭】

ただいま御紹介にあずかりました笹塚中学 校の西崎と申します。

私の方では中学生の分科会ということで今回ルールづくりの授業を、法務省の方々の御協力を得て実施しましたので、その実践報告をさせていただきたいと思います。

パワーポイントに従って発表しようと思い

ますが、45分中15分は授業の概要を説明しまして、途中15分は、授業の様子を撮影した動画を御覧いただきまして、最後の15分は、成果と課題ということで、生徒の変容などを見ていただければいいかなと思います。

よろしくお願いいたします。

まず、簡単に私の自己紹介ですが、東京都で11年目という形になっておりまして、中 堅研修の真っ最中で、実は来週も中堅研修と いう状況になります。

特筆すべきことはないんですけれども、経 歴の中にもあるんですが、某予備校で社員を 3年間やっておりまして、そこで徹底的に教 え込む授業をやってきました。

はじめに (自己紹介)

 名:西崎弘人
 出身地:東京都(西東京市)→神奈川県厚木市→東京都大田区在住

 歴:菓子傭校社員(3年間)
 神奈川県平塚市立旭陵中学校(非常勤講師 | 年間)
 神奈川県平塚市立国府中学校(臨時的任用教員 | 年間)
 目黒区立第四中学校(3年間)
 目黒区立大島中学校(5年間)
 ヨ系立大島中学校(5年間)
 芸術区立在塚中学校(現在2年目)

 部活動:ソフトテニス部顧問

 研究歴:東京都中学校社会科研究会 公民分科会 授業者

夏休みといえば夏期講習で、朝9時から夜10時ぐらいまで授業をしていました。

その後に予習したり、寝ずに授業をしていたんですけれども、ここで受験対策として社会 科を教えていました。

一方で、この3年間で、教え込む授業の限界というものをちょっと感じていました。

こちらが一方的に頑張るだけの授業だと育て切れないというのがあるのかなと感じた次 第で、その経験を踏まえた授業内容になっております。 あと、昨年度は、全国中学校社会科教育研究会が東京で行われましたので、そちらの授業者ということでやらせていただいていて、そちらも御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、授業の概要としましては、学習指導 要領の大項目A(2)の、現代社会を捉える枠 組みというところに該当する授業になりま す。

そちらに対立と合意、効率と公正などに着 目して表現という形になっていますが、特に この単元で習得する対立と合意、効率と公正 2. 授業の概要● (学習指導案より)

■社会科の目標である「国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育む。

→対立と合意、効率と公正といった社会科の見方・考え方を習得していくことは、よりよい公民としての資質・能力の基礎となる。
■ルールブくりを実際に行わせることにより、対立から合意に至る過程を体験させるとともに、ルールの意義について理解させる。

→世の中はさまざまな立場の人たちで成り立っていることや、すべての要望をすべて実現することは困難であること、ルールがあることによって平和で安全な社会が実現できていることを理解させるための工夫。

■第3~4時のロールプレイング及び発表では、法律の実務家を招いて、より専門的な観点から単元の内容への理解を深めることを目標とする。

というのは今後公民科学習の柱となる部分ですので、いわゆる公民としての資質・能力の基礎となる部分を定めている形になります。

国家及び社会の平和で民主的な過程という部分ですけれども、具体的には、ルールづくりを実際に行わせ、対立を起こさせて、合意に至る過程を体験させるという形になります。

この活動を通じまして、世の中は様々な立場の人たちで成り立っていることや、全ての要望を実現することは困難である、並びにルールがあることによって平和で安全な社会が実現できていることも、教えるのではなくて、子供たちに気付いてもらうというところが大事です。

第3時から第4時に関しましては、ロールプレイング並びに発表を行いまして、二日間に わたって法律実務家3名にお越しいただきまして、より専門的な観点から単元の内容への 理解を深めることを目標としております。

単元指導計画は、このような形になっております。

指導にはないのですが、単元を貫く問いということに関しましては、「私たちの暮らしの中に決まりはどのような役割をはたしているだろうか」という設定で、生徒たちには議論を進めてもらっています。

Section .	. 授業の概要❷(学習指	<b>寸木</b>	
時程	学習内容	_	評価計画
第1時	【対立と合意・効率と公正】 ・除災倉庫の設置場所についての話し合いを通じ、対立から合意に至る通程で大切 を視板である。効率、公正といった見方・考え方を学ぶ。		
第2時	【接接町内会を実施しよう①】 ・法務者作成のルールづくりに関するDVDを視聴する。 ・自らの立場を決め、より表い公園のルールづくりを行う(個人作業)。		主体的に学習に 取り組む態度
第3時 (本時)	【接接町内会を実施しよう②】 ・法律の実務家を交えたかたちのロールプレイング づくりを行う (グループワーク)。 ・作成したルール案を、プレゼンテーションソフト	第3時、第4時に ついては非護士、 検察官、裁判官の	主体的に学習に 取り組む態度
第4時 (本時)	【接觸町内会を実施しよう③】 ・各班が作成したルール案を発表し合い、質疑応答 ・各班が作成したルール案や、結し合いの内容を法	3名が法律の実務家 として授業に参加	主体的に学習に 取り組む態度
第5時	【学習のふり返り】 ・発表内容をふり返る。 ・レボートを記入する。		知識・技能 思考・判断・表現

5時間の中で最初の第1時に関しましては、対立と合意、効率と公正について、こちらで グループワーク並びに講義を通じて教えてしまうという形で、ここまでは少し講義が入る 形です。

使用している教科書は帝国書院になりますけれども、こちらを使っている先生は御存知だと思いますが、防災備蓄倉庫をどこに置いたらいいのかという点について簡単にグループワークをさせて、そこで対立と合意、並びに効率と公正ということで簡単にウォーミングアップを行う形になります。

第2時に関しましては、先ほど第1時にもあった法務省作成のルールづくりに関するD

VDを見せまして、ここはゴミ収集のルールに関しての内容になるのですけれども、こんな ふうに君たちはルールを作るんだよとイントロダクションをしました。

さらに、今回はロールプレイングを行いましたので、各自がどの立場を担当するかを決めて、その担当ごとに、より良い公園のルールづくりの検討をまず個人作業でやってもらいました。

第3時、第4時が生徒主体の授業になっておりまして、第3時では、第1時で考えた個人作業の方に、班ごとにグループワークでより良いルール案を考えました。

本校の3年生、各クラス6班で学習しました。

作成したルール案は、プレゼンテーションソフトにまとめてもらいました。

第4時では、そのプレゼンテーションソフトにまとめたルール案を発表し、さらに、質疑 応答を行いました。

それらが終わった後に、二日間にわたって参加していただいた法律実務家の方から、作成 したルール案に対する講評を行っていただきました。

最終第5時に関しましては、発表内容をこちらの方で振り返りまして、後ほど資料に載っているのですが、生徒にレポートを提出してもらう時間を設けました。

ですので、先ほど述べました第3時、第4時につきましては、弁護士、検察官、裁判官の 3名の方に二日間にわたって授業に参加していただいております。

途中で見ていただく動画に関しましては、 第3時のロールプレイングと第4時の発表並 びにワークショップになります。

第3時に関しましては、与えられた条件下・ 役割の中でルールを作成し、より良い公園の 使い道を考えたときにどのようなルールがあ ったら良いだろうかということを考えてもら

い、第4時は作成したルールの発表並びにワークショップになります。

もう少し詳細な授業案をお見せします。

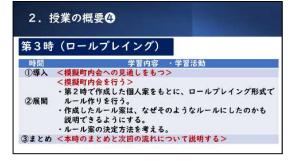
なお、第2時から皆さんのお手元にありま す授業のプリントを使用した形になります。

それを第3時でも用いまして、第2時に作成した個人案をもとにロールプレイング形式でルールづくりを行うという形になります。

単にルールを作らせるだけじゃなくて、な

2. 授業の概要③

第3時 (ロールプレイング)
・与えられた条件下・役割の中でのルール
の作成
・より良い公園の使いみちを考える
第4時 (発表・ワークショップ)
・作成したルールの発表
・専門家からのフィードバック (ふり返り)



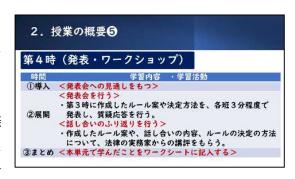
ぜそのようなルールを作ったのかもしっかり説明できるように行わせました。

時間がちょっと限られてはいたのですが、各班に考えてもらいました。

さらに、単にルールを決めて、なぜこのようなルールにしたのかを説明するだけではなくて、ルール案の最終的な決定方法についても考えてもらいました。

第4時は、作成した班が先ほど述べたよう に6班ありますので、各班がそれぞれ作成し たルール案についてプレゼンテーションソフ トを使って発表しました。

各班3分程度とあるんですけれども、実際 の発表内容に柔軟に応じて、発表し終わった 後に質疑を受け付けて、それについて話し合 いの振り返りを行うという形になります。



こちらを各3分くらいですが、授業の半分ぐらいで、後半の授業に関しましては、作成したルール案や、話し合いの内容、法律実務家の方には第3時にも参加していただいていますので、その話し合いの内容やルールの決定の方法について、法律実務家の方から講評をもらっています。

どのような設定でロールプレイングをやったのかにつきましては、これもちょっといろいろ考えて、公園のルールに今回したわけですけども、なぜこのルールにしたのかと言いますと、笹塚というのが、実はすごい住宅密集地で、広い公園が全然ないんです。

出張などで学校を出て歩いていると、狭い

3. 実際の授業の内容① (設定)

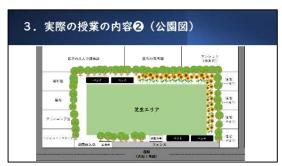
① 公園自体はテニスコート2面程度であり、表面は芝生でおおわれている。
② 遊具は特になく、ベンチが4つほどと水飲み場が設置されている。
③ 防球ネットのようなものはない
④ 立て看板に書いてある。 今から20年前に作られた公園利用ルール 花火やたき火など、火器を使用しないこと。
○ 深夜に騒いだり、周囲の住民の迷惑となることはしないこと。
⑤ 地区内には、他に球技を行うことができる公園等の公共施設は存在しない。
⑥ 公園の周囲には、一戸建てやマンションなど住宅のほか、区の施設や商店などが立地している。

先ほど樋口先生の話にもあったように、生徒たちを活動させるときに、やはり自分のこととして捉えさせるかが非常に大切なので、この笹塚というエリアでは、この狭い公園をどうやったらみんなでうまく使えるのだろうかという題材が良いのではないかと私自身思いました。

公園で子供たちがいろいろ工夫して遊んでいるような状況だったんです。

もちろん法務省が作成した動画教材のゴミ出しのルールも良いと思いますが、地域の実 情に合わせて今回少し変えてみました。

一応20年前に作られた公園ルールがありまして、周囲の設定なども読み上げませんが、エクセルを使ってこのような図を作りました。これも考えたんですけれども、公園で花を植えてみたりとか、周りに住宅だけではなく区の施設を作ったり、コンビニエンスストアも置いてみたりと、まだまだ工夫の余地は



あるとは思いますけれども、図があった方が生徒にとっては分かりやすいと思いましたので、そんなに広くもない、狭くもない、なんとも言えない広さの公園にしまして、この公園 をどうやったらよりうまく使えるかを考えてもらいました。 ロールプレイングを行った第3時は、これ も打合せで二転三転しまして、迷った挙句に、 全部で5名、五つの設定をしました。

すべて渋谷の地名ですけれども、原宿さん というのは高齢者で、コンビニエンスストア のオーナーです。

鉢山さんは30代の子育て中の女性です。

代々木さんは10代の球技大好きな女の子です。

上原さんは、肝だったのですけれども、お酒が大好きな大学生です。

広尾さんは、後でちょっとお伝えするのですけれども、話の内容は地方自治とつながると ころがあるかと思いましたので、行政役もあえて設定しました。

原宿さん

鉢山さん

広屋さん

法律の実務家

3. 実際の授業の内容(ロールプレイング)

40代男性。渋山区教育委員会の施設課勤務。

70代男性。公園近くのコンビニエンスストアのオーナー。

30代女性。0歳4か月の子がいる母親で、自身は現在育休中。 10代女性。区立の中学校に通う中学生。女子サッカーのクラブ チームに参加しており、公園でもサッカーをしている。 20代男性。3年前に関西からよ京した風近くに住む大学生。 公園では読書、ギター、飲酒などをしたい。

渋山区から派遣され、今回の話し合いに法律の実務家というかたちで 参加している。

以上、五つの役割を設定しまして、各班5、6名おりますので一人一役とし、人数が余ってしまったり足りないところは一人二役だったり、二人一役だったりしますけれども、その辺は子供たちに任せて、この原宿さんから広尾さんまでを子供たちに演じてもらいました。

女性もいますが、女性役を男性がやってもいいという話をしまして、鉢山さんは子育て中の女性ですけれども、ごつい野球部の男子も鉢山さん役という面白い設定になりました。

法律実務家の方が二日間来てくださいましたので、そのまま話し合いに参加していただき、最初の方は話の様子を見てもらって、最後のフィードバックをやっていただいております。

子供たちが大変可愛くて、「裁判官が来るよ」と言うとすごく緊張していたので、「君たちが裁かれるわけじゃない」という話をしました。

以上、こういう形でロールプレイングを行いました。

では、ちょっと文字ばかりでしたので、実際の授業の様子を御覧いただきたいと思います。 全部で、五つの短い動画です。

一つ目は第3時の子供たちがルールを作って、二つ目から五つ目に関しては、第4時の発表の様子や実務家のフィードバックの授業になりますので、こちらを見ていただいた方がより分かりやすいと思います。

#### (授業動画を視聴)

#### 【西﨑弘人教諭】

こちら第3時です。

生徒が丸1時間ずっとルールづくりをしている間、私と法律実務家の方は巡回して最低限のアドバイスをするというものです。

そして、各班が作ったルールを発表している様子です。

このような視聴覚室があって、そこで対面で行いました。

#### (授業動画を視聴)

#### 【西﨑弘人教諭】

こういう形で6班分の発表を行い、ここは実はもう少し質問がずっと続くのですけれど も、この後に3名の法律実務家の方から講評をいただいました。

二班につき1名の法律実務家が付いて講評をいただきました。

#### (授業動画を視聴)

#### 【西﨑弘人教諭】

以上見ていただいた動画が第3時と第4時の一部になりますけれども、授業の内容の様 子になります。

見ていただいたと思うのですけれども、生徒たちはロールプレイングが初めてだったの で、どうかなと思ったんですけれども、多少脱線したりしながらですが、非常に楽しそうに 各役割を演じながら話し合いを進めてくれていたと思います。

ルールのフィードバックに関しましても、法律実務家の方から大変前向きな講評をいた だきまして、生徒はとても楽しそうに、嬉しそうにしていたのが、私としては印象に残って います。

生徒が実際に作ったルール案なんですが、 二つ紹介させていただきます。

一つ目は、先ほど発表にも出てきたアルソ ックを連呼していた班なんですが、とてもオ リジナリティあふれるルールで、この班は公 園を使う目的によって場所を区切るというこ とで、細かく分けたルールを作りました。

この班だけではなくて、他の班も、後で触 れますけれども、公正さに配慮して、どの立 場も受け入れるルールということで、分けて パターン化しています。

あとは時間を設定することが多くて、何時 までは飲食スペースでアルコールを飲んでも いいとか、何時までは球技をしてもいいなど、

## 実際の授業の内容**④** (生徒がつくったルール案①)

① 使う目的によって場所を区切る。その場にあった使い方を するように。

へ く飲食スペース><植物鑑賞スペース> ※ボールスペースでのパッティング、硬式ボールの使用は禁止。 (軟式は使用を許可する)

② 火、木、日曜日は午後11時まで飲食スペースでアルコールもありとする。しかし滞在時間は2時間とする。 (コロナ禍のため)

#### 実際の授業の内容の (生徒がつくったルール①)

- ③ 他人への迷惑行為などがあった場合にも⑤を適用することとする 【ルールに反している行為や、法に触れる行為。暴力的行為や 卑猥な言動などが挙げられる。】
- ④ 個人のごみはしっかり持ち帰ること。公園をきれいに使ってくだ
- ⑤ 以上のルールに従わない場合2000円以上5000円以下の罰金 または出禁とする
  - ※私服でALSOK(あるそっく)が見回っております。指摘 されたら素直に従ってください。従わない場合は⑤を適用 することとする。

これもまた後で触れるんですけれども、いかに資源や施設を効率よく使うのか、効率・公正 さに係るルールを作った班が多かったです。

この班は、2 時間まではアルコールも大丈夫ということにしたのですが、お酒もどうなの か、ご飯はいいのにお酒はダメなのかとか、一人で飲んだら大丈夫なのかとか、そもそも子 供たちも面白くて、コロナ禍でお酒を外で飲むということがよく分からないと言って、「先生、コロナ禍だから外でお酒飲みたいってどういうことですか?」と、お酒を飲んだことがないので当然なんですけれども、そういうやりとりもありながら、2番のルールもかなり盛り上がっていました。

3番は迷惑行為があった場合には罰金、4番はゴミの持ち帰り、5番がこの班の特色があるところで、罰金刑を設けるだけでなくて、さらに私服の警備を付けるというものです。

他の班、二つ目のルール案は、これもエリアを分けたり、時間を区切ったり、4人以上は飲酒を禁止、なぜ3人はよくて4人がダメなのかという質問を受けたんですけれども、長時間は2時間、誰が計るのか、そういう意見が出たようです。

実際にルールづくりを通して、並びに作成されたルールから見えたものですが、いろんな立場の人たちの手続きの公正さに関わることですけれども、子供たちが非常によく話を聞いていたなと思いました。

あと、先ほども述べたんですが、公園をエリアに分けるルールが多かったんですけれど も、これはどの立場でも利用しやすくする等

#### 4. 実際の授業の内容**4** (生徒がつくったルール案②)

- ① ボール遊び等は公園中央の決められたエリア内(防球 ネット内)でのみ行うことが出来る。
- ② 夜間帯(21時から5時)、公園利用者は近隣の住民に 迷惑が掛からないよう静かにすること。
- ③ 4人以上での飲酒を禁止する。
- ④ 長時間 (2時間以上) のベンチの使用を控えるように
- ⑤ 思いやりを持って公園を使用しましょう。

#### 4. 実際の授業の内容⑤(ルールづくりを通して・作成されたルールから 見えたもの)

- ■手続きの公正さ
- ■公園をエリアに分け、どの立場でも利用しやすくする等の配慮 …どんな立場でも受け入れられるルール(機会・結果の公正さ)
- ■希望者の多い時間帯に、球技を可能にする等の配慮
- …限られた資源(公園)を無駄なく効率よく使用する意識
- ■文言の曖昧性について
- 例1)迷惑になる行為はお控えください。 例2)大勢で騒がないでください。
- 例2)大勢で騒がないてください。
- 例3)お酒は適量に
- …どこまで細かく規定するかについて、多くの質疑が出されました。

の配慮がなされ、機会・結果の公正さにつながるというものです。

こちらも先ほど述べましたが、希望者の多い時間帯に球技、夕方は球技を可能とするとか、 そういった配慮をしていた班もいましたので、狭い公園をいかに無駄なく効率よく使用で きるかという意識が見られたので、この辺はフィードバックでも触れたんですが、子供たち は無意識のうちに効率・公正という見方・考え方を活用しているわけなんです。

あと、法律実務家の方からの指摘もあったんですが、文言の曖昧性、どこまで細かくやるのかという点について、細かすぎても公園のルールってつまらないよねという意見が出たり、逆に曖昧だと罰金を科すのに大変だよねという意見が出たりしました。その例としましては、実際に子供たちが作成したルールの例示なんですが、例1、2、3で、「迷惑になる行為はお控えください」は一体何が迷惑なのかとか、「大勢で騒がないでください」は何人が大勢なのかとか、「お酒は適量に」というルールを作った班があったんですけれども、一体どこまでを細かく規定するかについて多くの質疑がなされました。

これらの授業を踏まえまして、第5時では、 生徒が発言した内容をもとに振り返りを前半 やりまして、第5時の授業ではレポートを実 際に書かせるようにしました。

今回あえて宿題にはせずに、20分か25 分ぐらいですが、そんなに行も多くないので、 この時間だけで書きなさいとしました。 4. 実際の授業の内容(の生徒のレポートから)

なぜかというと、宿題にすると、大人の手が入るパターンがあることや、検索をしたりするので、そうすると、一体その子が分かっているのか分かっていないのかをこちらが読み取れないので、この時間だけで必ず書きなさいと。この時間、しかも一人だけで、という形で書いてもらったものであります。

御覧いただければ分かると思うのですが、 例えばこの子なんかは、手続きの公正さに非 常に気付いているなと、世の中ベストでなく てベターで成り立っている、民主主義の本質 にもつながる部分ですけれども、全部正しい ルールではないのですが、それは皆さんの意 見を取り入れながらということが大切だと、 2. 「機関内的を確定す」とはWallanetwo NULL、 書きて、「全様の関いであらめ、 をいたされたらしの中であるできか。 私にちかよりぎべくです。 おいさいからしの中であるできか。 私にちかよりぎべくです。 しいがないと、からかがが318%をしたする第でであるかい。 しいかないと、からかがが318%をしたする第でであるかい。 地であるからだ。ルールは、ある構造行動を制度し、そいった遺 機行為を自制させる行動を乗していると思う。今回の接続内的 金では、それぞかに違う立場や方とを残った。今回の接続内的 金では、それぞかに違う立場や方とであった。のがほしからとついての で、中で意思がきときらなかた。また、他の形はか作。たいールを 見て「それたかに違うなかた。また、他の形はか作。たいールを 見て「それたから、そうしたきからつの中で起こる何なが、と考み物 感力あた。でも、そうしたきからつの中で起こる何なが、他の違う 復見、考えまとり、かたりでは、よりないと一ルにで発き、かいていた と思う、「記されてしいいール」は存在しなくても、ごりまりな一ルとは、 たくとくの意見、計立といった機構を記していて、これでもなない。

最後の3行は彼女の思いが詰まっているなと私は感じました。

二人目の生徒です。

一番最後のところになりますが、これも手続きの公正さ、納得できるルールとは一体何だろう、ルールの意義であるとか、そういうことに気付けたのかなと思います。

あと、3行目に、ルールは厳しいと安全面 ではいいが自由や暮らしやすさが少なくなっ 2. 「強胸的治金を聞こう! ーまり利い会談の使いみちは一」を消じて、く事時の解いる私たちのくもしかせ、ままりとはならかな数を構成しているのだろか、について考えたことを言う、よりにしゃ。 「別題」と 対し、ス は 切っせる えと を言う 際こまする ことで 100 と 対し、ス は 切っせる えと を言う 際こまする ことで 100 と 対し、ス は 切っせる えと ができ、 一般には 70 と ばがっきり(ルール)が 厳しいと 安全のではいいが、 何中で書うと ギラはは 5 グラ (ダース)と 5 グラ (ダース) 5 グラ (ダース) 5 グラ (ダース)と 5 グラ (ダース)と 5 グラ (ダース) 5 グラ (ダース)と 5 グラ (ダース) 5 グラ (ダース) 5 グラ (ダース) 5 グラ (ダース)と 5 グラ (ダース) 5 グラ (グース) 5 グラ (グース) 5

てしまう、ルールが緩いと自由さは求められるが安全面は少なくなってしまう、彼女のジレンマです。

我々も感じるルールとはどこまで厳しく、どこまで緩くていいのか、非常に難しいんですけれども、彼女の場合だと、非常に葛藤があるなと、こういう葛藤があることは、私はとてもいいなと思います。

- 2. 「風間内在を記さ」- 2. リカン 日本では、 2. 「風間内在を記さ」 - 2. リカン 日本では、 2. 「風間内在を記さり、 2. リカン 日本では、 2.

三人目ですが、彼は、ルールの決め方、手続きの公正さということで、これは公民科の学習の後々につながる少数意見の配慮、個人の尊重であるとかそういった部分につながる記述だと思います。

2. 「銀版的自由を開こう」ーより前い金額の扱いあるは一、を取らて、<本時の関い>私たちの(もしか中で、ままりはどのような機能を探しているのだろうか、このいてまたかとを見ることを受けて、しんしまりは、いっしかあることで、トラブルをしているとか、中人へ、変あると思いました。(全体ルールをはある。時に一者大いかして思うのは少数を失え所いて来えることをよったが、大きなる時に一者大いかして思うのは少数を失え所いて来えることを必要している。「大きないなみのでは、一人のないかと、大きなのない。」というなどが、一人のよいかと、次のよのでは、一人のよいかと、次のよいので、一人と、そのこので変がない。これから自分が大いで、こと、今にもって、大きなと今ともって、で、これから自分が大いで、これから自分が大いで、ことでは、そので、で、これから自分が大いな、またいで、これからので、これから自分が大いないました。これから自分が大いないます。

次の生徒です。

ルールはそもそもなぜあるのか、学校のルールに落とし込む。今回、公園のルールを考えさせたんですけれども、彼は学校のルールや国のルールについても、広げているんです。

だから、公民の一番最初の方の単元なんで すけれども、後々の法の支配であるとか、そ ういった部分につながる記述かと思います。

あと、この生徒も、一人一人が平等で楽しく 暮らせる役割を果たし、公正さ、並びに費用 をどこから出すのか、これは、彼はまだ経済 の勉強をしていないんですけども、そこにも つながります。

次の生徒です。

人それぞれ違う価値観で生活する中で不満を減らしていくため「良いこと」「悪いこと」の基準を示し、多数の人が悪いと感じることをしないように意識を高めていく、そして実際に罰を与えることでみんなに決まりを守らせる役割を果たしていると、中学生でここまで書けるというのはすごいなと本当に思いま

した。この生徒は序盤のところでも、なぜルールがあるのか、中学生はよくルールを嫌だ嫌だと嫌がるんですけども、そういうものとして捉えずに、実際自分が作ることによって、ルールが果たす役割を体験できたと、気付いてもらえたのかなと思います。

全部で6名ですけども、一学年60名程度で、そう考えると、もっと紹介したいものがあったんですけれども、非常によく書いてもらったなと思います。

第5時の冒頭では、私自身が話し合いを踏まえて振り返りを行いましたので、簡単にどのような振り返りをしたのかということですけれども、「君たちはルールなんていらないと思うよね」というような話から始まり、ただ実際にこの公園の例でも分かったように、放っておいたら様々な対立が生じてしまう危険

### 実際の授業の内容 (作成したルールに対する教師側のふり返り)

- ①「ルールなんていらない…」?
- …放っておいたらさまざまな対立が生じてしまう
- ② 細かくエリアを分ける方法 (防球ネット) …公正さには配慮できるが、効率さや、コストの問題 →税金の役割につながる部分
- ③ ルールはおおざっぱ過ぎず、細かすぎず…
  - …罰則のあるルールに関してはより細かく、明確にしなければ運用が難しい
- ④ そもそもルールに罰則は含めることができる?⇒法律や条例との関わり

性であるとか、なのでルールって必要だよねという話をしながら、あとは先ほど述べた細かくエリアを分ける方法につきましては、いろんな班からも出ましたので、公正さに配慮できますけれども、一方で、各エリアはとても狭くなりますので、そういう公園って一体どうな

のかとか、コストの問題、これは税金につながる部分だよねというふうに振り返りました。

あとはルールは大雑把すぎても細かすぎても駄目で、非常に難しいんですが、罰則のあるルールに関しては、より細かく明確にしなければ、非常に対立を引き起こしますので、細かくやらないとまずいという話をしたり、あとは、授業の動画の中でも質問が出たと思いますけれども、罰金刑って科してもいいんですかっていう話は、地方自治にもつながることがあって、条例の話などをして、今後学習するということに触れた次第です。

ルールの決め方についても、子供たちに考えてもらいまして、これは教科書などにも載っていることになりますので、特に目新しいものはないのですが、多くの班はA~Cを選びました。

ただ、いずれの場合も長所・短所がありまして、公正を優先すると効率が損なわれるし、 効率を優先すると公正さが損なわれて、非常 に難しい問題だという話をしました。

以上、見ていただいたように、授業の工夫についてということで、今回、法務省の方から法律実務家の方を送っていただきまして、 ゲストティーチャーに話していただくということも考えたんですけれども、やはり主体的 4. 実際の授業の内容で (ルールの決め方について)

A: 全会一致…最も公正だが現実的に難しい
B: 多数決 …効率を重視 多数の意見が反映されるが、 少数意見がないがしろにされる可能性

C: 代表者 …公正と効率のバランスを取った考え方
D: 第三者 …効率さを重視した決定方法だが、公正 から大きく離れる場合も

→A~Cを選択する班が多く見られました。いずれの 場合も長所・短所があるというまとめを行いました。



で対話的で深い学びを達成するためには、子供たちに活動させる授業が大切だと思っております。

その中では、今回、対立と合意を扱う単元になります。

いかに対立を起こさせるかという点に私自身、頭を悩ませて、いろいろな設定を設けて、 ボツにしたり、後に復活したり、いろいろな公園の設定を考えて行いました。

二つ目は、いかに教えないで学ばせるかということです。

私自身が講義を否定する気は全くないんですけれども、やはりテレビとかを見ててすご く分かりやすい解説ってあると思うんですけれども、分かりやすい解説って忘れてしまう んです。

なぜなら、自分で苦労をしていないので、自分で考えずに一方的に受けている内容って、 やはり子供たちの深いところに蓄積していかない、資質・能力が育たないということもあり まして、もちろん私も話して解説する授業はやっているんですけれども、何回か重点単元を 作って、このように丸々1時間ほぼ教員たちが喋らない授業を作って、子供たちに活動させ る、いかに教えずに学ばせて気付かせるというところですけれども、そういった部分を重視 しました。

いかに今後につなげるかということで、設定の工夫でいかに対立を起こせるか、身近な公

園で役割を見つけるかという活動型の授業ということで、東京都中学校社会科教育研究会 の公民専門部会でもこういう授業でずっとやってきてはいるんですけれども、先輩方も細 かくやっている先生方がいらっしゃると思うんですけども、あえて生徒に任せて気付かせ る、いかに今後につなげるかというところにつきましては、ルールを作っていて子供たちは いろいろなことを考えるんですが、時にこちらの想像を超えた発言とかをしてくる、それを いかに生かすか、今後の学習に生かしていくか、そこで地方自治の役割や税金・条例などの 役割についてつなげていくことが必要になると思います。

こちら、生徒のアンケートになります。 御覧いただければ分かると思うんですが、 1から4までで評価してもらいました。

5を作ると真ん中の3ができてしまうの で、私はいつも1から4までにして、どちら かに分かれるようにしています。

いずれも3.5を超えていまして、4が一 番多い数値になっています。

6. 生徒アンケートから● (授業の理解度・満足度) ■今回の単元の学習を通じ、私たちの生活の中で「きまりがどのような役割を果たしているのか」を理解できましたか。 3.67 ったく理解できなかった ■今回のような「生徒主体の活動型授業」についてどう思い ますか。 (1:二度とやりたくない ~ 4:ぜひまたやりたい) 3.75 ■今回のような、「専門家を招いた授業形式 (ワークショップ)」についてどう思いますか (1:二度とやりたくない~4:ぜひまたやり 3.78

なぜこの数値を選んだかについても、理由は皆さんの配布資料にそのままエクセルで出 力したものを載せていますので、誤字とか結構たくさんあるんですけれども、全て削除せず そのまま生徒の感想を載せていますので、これを見ていただくと、こういった活動型授業の 良さというのが、皆さんにお分かりいただけるかなと思います。

こちらも皆さんに配布した資料の中に載っ ています。その中でも、最初の子は、「誰かの 要望をかなえるためには誰かが我慢しなけれ ばならない」とか、経済の希少性なんかにも 関わることですけれども、非常に重要な視点 に気付いてくれたと思います。

今後の課題としましては、終わってみて設 定をもっといろいろ工夫できたかなというの は私自身思うところで、対立がより起きる設 定であれば、生徒たちはルールの必要性に気 付くと思います。

やはりここで大事なのは「自分ごと」とい うことで、ルールを決める必然性を子供たち が感じてくれれば、活動もより盛んになると 思います。

### 6. 生徒アンケートから②(授業の感想) ければならないことが多くあって、 そのたびにお互いが絶対に譲らなか どれだけ話しあっても決まらなくなってしまうので、どこかで自分が妥協点を 見つけられるように意識して過ごしたいと思いました。 ■ルールは大切だと改めて思いました。自分や自分以外も利用する場所や物に

ルールは大切だと改めて思いました。自分や自分以外も利用する場所や物に対してし、かりと決まり・ルールを作り、みんなで考るとが大切だし、ルールを守って遊ぶことによって、公園以外の場所でもその場所のルールは守ろうという気持ちにも変化するし、良い力がつくと思った。様々な意見も出て対立することがあり、それをどのように解決するか考えながら話し合うのは難しかったけれど、公正・平等を考えて最終的にい良いルールができたと思った。またルールはみんなが気持ちよく暮らすためのもの

ということも、改めて考えることができた。

#### 7. 今後の課題

#### ■設定のさらなる工夫

- …対立を起きやすくするための設定づくり
- →対立がより起きる設定であればあるほど、生徒は ルールの必要性に気付くはず。

#### ■専門家がいない場合の授業展開

- …法務省作成の動画の活用(後半部分を後で見せる)
- …生徒の発表内容、質疑応答の内容を踏まえて、 どのように授業者がふり返りを行っていくのか
- ➡活動あって学びなし、とならないように。



今回、二日間で3名の法律実務家の方に来ていただきましたが、専門家がいない場合の授 業展開ということで、法務省作成の動画教材で、ゴミ捨て場のルールに関しまして、後半部 分でまとめをやっているところがありますので、こちらを後で見せるという方法もあると 思います。

とにかく活動あって学びなしとならないように、こちらが見通しを持って活動させてい くことが大切だと思います。

最後、おわりにということで、ルールの意 義を、ルールの作成を通じて考えさせること は、対立と合意、効率と公正といった重要な 見方・考え方を学ばせるために非常に有効で あると思いました。

対立と合意、効率と公正を一生懸命解説しても、多分あのような感想を書いてくれない と思います。

#### 8. おわりに

- ■ルールの意義を、ルールの作成を通じて考えさせる ことは、対立と合意、効率と公正といった重要な 見方・考え方を学ばせるために非常に有効である。
- ■生徒にとっては、ルールを守る側ではなく、ルールを 作る側に立ってみて気づいたことも多かった。
- ■法務省の教材(DVD)の視聴や、専門家が入ることで、 生徒の活動をより具体的にまとめることができた。生徒 にとっても、専門家から聞くアドバイスや講評に対し、 現実味をもって受け止めていた。

ですので、子供たちに任せた意義というのはあると思います。

これは二つ目になります。

今回は法律実務家の方に来ていただきましたので、より専門家の知見から具体的に肯定的にまとめていただきましたので、生徒もとても喜んでいました。

やはり公民って週4回授業がありますので、ずっと同じ教員がやるというのは、どうして もマンネリ化したりとか、新鮮味もなくなってきますので、先ほど樋口先生の話にもありま したように、外部の方々の力を借りるのは非常に大きな力があるなと私は思いました。

御清聴ありがとうございました。

#### 【司会】

西崎先生、大変充実した発表ありがとうございました。 御質問がある方は挙手をお願いします。

#### 【質問者】

二つありまして、一つは、動画の一番最初の話合いのところで、画面の右のところにいた 女の子が司会進行っぽく見えたのですが、そういう役なのか、それとも原宿さんから広尾さ んの中の誰か一人が、「私が進行役やります」ということで設定されてるのかということが お伺いしたいことの一つです。

それから、一学年60人とおっしゃっていたので、2クラスあると思うんですけれども、1クラスでこの授業をやったのと全く同じことを別のクラスでもやっているのか、それともモデル授業として1クラスだけでやって、もう1クラスはやっていないのかというところをお伺いしたいと思います。

#### 【西﨑弘人教諭】

まず、司会進行役はですが、今回一切設けませんでした。というのは、時間数も限られていて、割とこういう活動を前向きに行えるのではないかという思いもあったので、自由に話し合っていいということにしました。

結局、生活班でやっているので、必ず生活班に班長がいたりして、その辺は学年とか学級 運営に関ってくると思うんですけれども、こういう活動を前提とした座席とか班決めとい うのをやっていると、いざこういうときに生活班でできるのもいいと思います。

二つ目の質問に関しましては、今回、私が、1クラスでやって、もう1クラスはやらないというわけにはいかないというわがままを言って、法務省の方が配慮してくださって、2クラス全く同じ授業を実施した状況です。

#### 【司会】

他に御質問ある方がいらっしゃいますか。

#### 【質問者】

これは感想ですけれども、うちの学校でやると、こんなに活発に議論ができるかなというのがあります。

一つは私の技量不足もあるのですけれども、もう一つは、生徒がどれだけ理解できるかな というのはあります。

先生から授業の工夫というのがありましたが、何かもう一つぐらいありましたら、教えていただければありがたいです。

みんながルールというものが分かって議論が続いているわけですよね。

#### 【西﨑弘人教諭】

私も正直やる前は怖いです。

こういう授業をやると、過去にディベートとかもやって、怖い部分はあるんですけれども、 最後は工夫というか、結局、生徒目線に立って、生徒だったら楽しくできるんじゃないかなっていう設定をとにかく考えて、そこでうまくいかないことも正直ありました。ただ、こういう授業を通じて、生徒は、その教科の内容だけではなくて、学び方も学ぶので、決してうまくいかなかったからといって失敗ではなくて、こういう学習の仕方があるんだというのを学ぶことになります。ですので、これは工夫と言っていいか分からないんですけれども、やらせることに意義があって、やっていくうちに絶対子供たちができるようになります。いろいろな学年でやってきましたけれども、やはり班によってうまくいかないこともあるんです。そこは適宜介入しながらアドバイスをしたりとか、完全に放置しているわけではなくて、小学校では3人一組でやったりしますが、3人一組だと例えば30人のクラスでは10班あるので、10班全部教員がフォローに入れない、5人とか6人で一組だと30人くらい いるので6班ぐらいになるので教員がある程度介入できます。特別支援の生徒にフォロー に入るとか、そういった工夫はしています。

#### 【質問者】

あと一つ、うちの学校では東京書籍の教科書を使っていて、それは部活動の場所と日数というので、それは何かというと、そこのルールを決める人が、そこを使う人が常に入るということなんですが、この公園の場合だと、つまり、この人たちだけではない人たちの立場というのがあると思うんですが、そういう人の立場を考慮するということはやったのでしょうか。

#### 【西﨑弘人教諭】

おっしゃるとおりで、実際は全て違う人間で成り立っているので、それらの方が参加する 形というのはなかなか難しいと思うんですけれども、少なくとも自分の立場以外の意見を 聞いていくことで、自分とは違う考えの人で世の中が成り立っているんだということに気 付けば、おそらくその先はつながっていくと思うんです。

全部の立場をこちらが解説しなくても、子供たちがそのことに気付けば、自分で考えて配慮してということになるので、そこは限られた立場になるかもしれませんが、そういう前提でやっています。

#### 【司会】

他にはいかがでしょうか。

#### 【質問者】

私からは評価計画のところを伺いたいんですけれども、このような単元で授業をやった後、評価材料としてレポートは書かせてあるんですが、知識、思考判断、主体的に取り組む態度、全部このレポートで認めているのか、あるいは、他に評価材料があるのか教えてください。

#### 【西﨑弘人教諭】

こういう授業をすると、皆様、評価について質問をされて心配されると思うんですが、私 も非常に難しいことだと思うんですけども、やはり主体的に学習に取り組む態度を評価す る以上は、子供たちが主体的に取り組める環境を作らないとなかなか分からないと思いま す

そこを15分や10分とかですとなかなか見取れないので、やはり私は、単元全体で50分まで丸々生徒たちに活動させると生徒たちの様子がよく分かるので、そこでBにする、Aにするというのはなかなか難しいところがあるんですけれども、時間的な余裕は生まれま

す。特に第3時、第4時と巡回しますので、名簿を持って生徒の様子を見て、B評価を基準に、しっかりやっている子はAを付けたり、またちょっと特別支援の子ももちろん配慮したりしますけども、突っ伏してしまっている子がいたら、起こしはしますけどそこでCを付けるとかしたら、それはCになることに固執するのではなくて、Bになるように促したりだとか、あとは具体的には第3時、第4時で主体的に学習に取り組むようにして、レポートの内容で、あとテストでもある程度見ていく形で、思考判断・表現の部分は、読み取っていく形になります。

以上です。

#### 【司会】

他にはいかがでしょうか。

#### 【質問者】

お聞きしたいことがたくさんあるのですが、一つ、今回はそのルールを作るという立法に関わるところを司法関係者に評価をしてもらうと、そこの目的・意図をお聞かせいただければと思います。

#### 【西﨑弘人教諭】

今回3名の立場の法律実務家を派遣するという部分につきましては、法務省の方からの要望という前提でしたので、こちらが指定して検察官・弁護士・裁判官3名そろえてくださいと言ったわけではありません。

ただ、完全お任せでフィードバックしてもらったわけではなくて、法律実務家の方にこういう視点で生徒の活動を見てくださいという打合せをして、その上での活動でした。

今回、確かにルールを決めるということで、立法・司法とあるとは思うんですけれども、 普段からルールというものに私たち以上に深く接している立場の方なので、そういう方々 の見地から見ていただくというのは、もちろん打合せをした上で、確かにおっしゃるとおり 3名の方を招いてどうやってアプローチすれば授業ができるのかと悩んでいたのですけれ ども、そういう形で法律実務家の方に入っていただきました。

#### 【司会】

それではお時間になりましたので、質疑を終了とさせていただきます。 改めまして、西﨑先生、本当にありがとうございました。

#### 3) 高等学校分科会

東京都立調布北高等学校 主幹教諭 秋元 仁

#### 【秋元仁教諭】

東京都立調布北高等学校、秋元と申します。

経歴を簡単に説明させていただきます。最初、東京都に来てから、特殊教育、昔は養護学校と言いましたけれど、そこに7年ぐらいいまして、その後、伊豆諸島の大島の高校に移って、居心地が良くて5年ぐらいいました。その後、東京の都区部、島の人の言い方ですと「内地」と呼んでいるんですけれど、「内地」の学校に戻りま

歴史総合 社会のルールを考えよう 〜ルールのない村〜 ルールをつくってみよう 教員向け法教育セミナー分科会 令和4年8月18日(木)

した。全日制の学校に4年いた後、新宿山吹高等学校という四部制の定時制に4年、その後、 また全日制の学校へ戻りまして、そこで6年を過ごし、現在の学校に移りました。

調布北は進学する生徒がほとんどの学校です。そんな学校なので、ちょっと進学ということを念頭に見据えながら、今回の授業の話も受けさせていただきました。お話を頂いたときには、まだ本年度は何の授業を担当するのか決まっていない段階でして、多分、政治経済をやるんじゃないかなということで、だったら消費者教育とか、過去の教材もいろいろあるので、どれをテーマに法教育の授業をやろうかと考えていました。ところが、今年度、新しく来られる先生が公民科をやられている方で、その方が政治経済を担当することになりまして、私が歴史総合をやることになりました。今年度から、新教育課程の1年で、以前は1年生の授業にも倫理・公民の科目があったんですけれども、やはり地理総合と歴史総合が必修科目になり、それに弾き飛ばされて、2年で公共、3年で政治経済という新しい教育課程になって、やむなく歴史総合担当になりました。

タイトルでは、いかにも法教育をやって、何か意欲的な、斬新な試みも進んでやったかのようにお感じになった方もいらっしゃるかもしれませんが、「あれ、歴史総合になっちゃった、どうやってやったらいいのだろう」と、かなり悩みながら、法務省の担当の方と御相談しながら、何とか形になっているかどうか…は分からないんですけれども、苦心したところを聞いていただき、少しでも参考になる点があれば嬉しいと思います。少し生意気なことを言うと、公民科でなくても地理とか歴史でも、何とか法教育的なことをできるんじゃないかということも少し考えてみました。

先ほど樋口先生からお話がありましたけれども、18歳成年年齢引下げを迎えて、法教育は高校で3年間通してやっていかなきゃいけないなという思いがありまして、2年で公共をやるんですけれども、1年では法教育的なものが本校の現状ではほとんどない。でも、その1年でやらなければいけない地理総合とか歴史総合で、何か法教育の下準備ではないですけれども、そういうことができないのかな、せっかく中学3年生で公民という授業を受けて、ある程度知識を身に付けて高校に入った生徒たちなので、それが途切れないように、法

教育的な要素を入れていきたいなというふうに思っています。あと付け加えますと、この後 の話からお分かりになるとおり、元々は公民科の教員です。

スライドを見ていただきたいのですが、今は歴史総合なんですね。「基礎」ではなくて「総合」という科目のタイトルが付いているんです。教科書を見ると、「考えてみよう」とか、「あの資料を読んで感じたことを話し合ってみよう」とか、かなり探究的な要素が入っています。指導要領でも、これは公民と共通していると思いますが、複数の資料から考察する力が求められています。

#### 必修科目「歴史総合」で身に付けるべき力

- 本校の1年生は、地歴・公民科では、「歴史総合」を履修するほか、 「地理総合」を履修
- 「歴史総合」においても、歴史的事象について、複数の資料から考察 する力が求められる。
- 歴史資料のテキストを単に「国語カ」ではなく、社会科(高等学校では地歴・公民)的な観点(例えば、その歴史的背景など)から読み解くことができないか。
- 各時代や地域におけるルールや法の目的やその背景にある社会的要請適用対象などを比較することにより、時代的・地域的な背景を深く考察することができるのではないか。

3年の前にはあり、 11)、近我化の歴史の変化に関わる語事象について、世界とその中の日本を広く相当的な複数から捉え、 原代的な認識為の形成に関わる近男代の歴史を理解するとともに、結論性から歴史に関する様々な様 様を適望がつ効果的に関へまとめる技能を身に付けるようにする。 (3)等々化学習高句子類)

今回は法教育ですので、この資料というのは、例えば、もう皆さん御存知だと思うんですけれども、歴史総合は、結局、近現代史になってくるので、比較的最初の方に出てくるのは、権利章典だとか、アメリカ独立宣言であったりとか、フランスの人権宣言であったりとか、今回はそれらに関する資料ということでちょっと絞り込んで考えているんですが、そういう複数の資料を見て、いろいろ話し合ってみよう、考察してみようといったことが求められていて、評価の部分でも重要になってくるのかなと思います。

歴史資料のそのようなテキスト、さっきの権利章典や人権宣言でもいいですが、生徒に読み取りをやらせると、国語的な、読解力的な、どうしてもそういう傾向になってしまって、 社会科、今は公民科ですけれども、その教員としては、 何かそういう国語力だけではなく、 社会科的、歴史総合的な、そういう見方というものも入れていかなければいけないという問題意識を持っています。

そのような中で、各自で、地域におけるルール、法の目的やその検証とか、そのような話になるのですが、それらを比較することで、一応歴史の教育をしなければいけないので、時代的な、そういう地域的な背景を深く考えることができるのではないか。それを国語力だけでなくて、そういう社会科的な、地理公民的な読み方をすることによって、歴史に対する理解も深まるのではないかと問題立てて進めてみました。下の方に歴史総合の教科の目標が書かれてますが、総合的な視野から近現代的な社会、近現代の歴史を理解するとともに、その資料から歴史に関する様々な情報を適切にかつ効率的・効果的に調べてまとめる技術を習得する。そして法教育、法律的な思考、そういうもので資料をきちんと読んでくる。先ほどの、社会科的、公民的知見で議論する、そういうことを目指して今回は取り組みました。

6月14日に実際に法曹の裁判官の方をお招きして授業を行いましたが、これまでの授業、それ以前の授業ではどんなことやっていたか、ちょっと説明させていただきます。

5月の末に中間試験があるんですが、それ以前に、権 利章典とアメリカの独立宣言はもう出てきて、教科書に も大きく取り上げられています。授業の中でそれらを見 比べて、「どんなところが違うのか」ということを生徒に 問いかけて、グループで話し合わせて、といった授業を やっていました。

歴史の教科書に出てくる資料として、権利章典、アメ リカ独立宣言と人権宣言、これら三つ全部を比較するの は基本的にやらなかったのですが、まず権利章典とアメ リカ独立宣言、この二つを見比べて何か考えてみようと いったことをやらせました。そのときに生徒から出た意 見ですが、まず権利の主体、主体という言葉は生徒から は出ていませんが、生徒からは、権利章典の方はイギリ ス人だけが対象になっている、もっと言ってしまうと貴

#### これまでの授業

#### 権利章典、アメリカ独立宣言、人権宣言の比較

「主権国家体制の形成」 「アメリカ独立革命とフランス革命」

名誉革命、アメリカ合衆国の独立、フランス革命までの歴史 の流れについて学んだ上で、教科書・資料集掲載の『アメリ カ独立宣言』(抄)、『人権宣言』(抄)を読み比べ、その 共通点と相違点についてグループで話し合わわせる。

#### これまでの授業 (ルール等の比較)

#### 権利章典、アメリカ独立宣言、人権宣言の比較

#### ▶生徒から出た意見

- ・権利の主体が違う。 イギリス人⇔すべての人(人間)・独立宣言、人権宣言では、権利の内容がより明確に示されている。 ・独立宣言、人権宣言では、権利の内容がより明確に示されている。 ・ 他立音言では「神によって与えられた権利」である。
- 小でれている。 独立宣言では「神によって与えられた権利」であると 明言されている。 ・・・など
- →ポイントはおさえられているが、まだ「国語」的な読み 取りに終わっている。 より深く、時代的・地域的な背景を踏まえた「社会(地歴・公民)」的な読み取りができないか。

族だけなんじゃないか。でも、人権宣言の方は、全ての人とか、もう神から権利を与えられ たと、そこの主体がかなり違うんじゃないか。あと、独立宣言の方では神によって与えられ た権利、ということがはっきりとうたわれている。そのような意見が生徒から出されました。 うちの生徒は勉強をしっかり真面目にやる子たちが多いので、ポイントはなかなか押さえ てはいるのですが、まだまだこれは国語的な読み取りで、社会科教育なのか、地歴公民教育 なのかと言われてしまうと、ちょっと苦しいなという面があります。より深く、そういう時 代的・地域的な背景を踏まえて、歴史的な出来事をいろいろと学び、それらを踏まえて、も う少し社会科的な、地歴公民的な読み取りというものができないものかと、まず思いました。

中間試験が終わり、6月に入って少し落ち着いたとこ ろで、ルール作りの授業をやることになりました。例と しては、アメリカ合衆国憲法でも何でもいいのですけれ ども、ルールというのはそもそもなぜあるのかというと ころを考えさせる糸口として、ルール作りをやってみよ うということで、今回の授業になりました。まだそんな にたくさん歴史の中で、いろいろなルールというものを 勉強しているわけではないのですが、法の目的、意味、 内容とかを比較して、その歴史的な背景とかを理解する ために、ルールや法の意義、役割を理解する力、それら をルール作りによって身に付けることができないかと いうことが目的にあります。さらに、先ほども言いまし たけれども、成年年齢の引下げということで、高校3年 間の振り返りになってしまいますが、2年次に学ぶ公

#### 「歴史総合」で「ルールづくり」を行う意義

- 法教育は、一般的には「公共」、「政治・経済」の中で 取り上げられることが多い。
- 歴史上のルールや法の目的・意義や内容を比較して、その 背景等を読み解くためには、ルールや法の意義や役割を考 え、理解する力が必要。
- 法教育の「ルールづくり」により、このような力を身に付けさせることができるのではないか。
- 同時に、「成年年齢の引下げ(18歳)」を踏まえ、高校 3年間を見通した法教育が必要であり、2年次に学ぶ「公 共」、3年次に学ぶ「政治・経済」に向けて法的なものの 考え方の素地を身に付けさせることもできるのではないか。

#### 授業の概要等

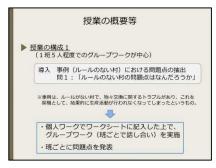
▶ <u>科目等</u> 「歴史総合」 第1学年1~6組(6クラス) 1クラス 39名~40名

▶ <u>授業のねらい</u> 高校生向け法教育教材の「ルールのない村」の 事例において、どのようなルールが必要かなど について、グループワークを通じて、法の意義や 役割を考える力を身に付けさせる。

共、3年次で学ぶ政治経済と何か結び付けることはできないかということでやったのが今 回の授業です。

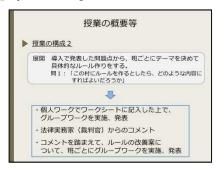
うちの学校の規模としては、学年6クラスなんですね。だから大規模でもないし、と言って小規模でもない。そんな学年集団・学校です。人数は1クラス39名から40名くらいがおります。

授業の構成1を御覧ください。生徒たちは5人か4人のグループに分かれるんですけれども、法務省が作成している法教育教材の「ルールのない村」という題材がありまして、これを使って何か話し合いをやってルール作りをやらせて、先ほど言ったような法的な思考を身に付けようという授業です。素材としては、なるべく楽をしようと、法教育教材のワークシートをそのまま使って生



徒に配って進めることにしました。個人ワークでワーッと記入した上で、さらにグループワークで話し合って発表させる、そういうような形の授業を考えました。

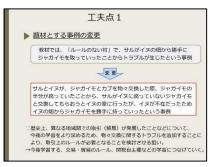
授業の構成2を御覧ください。まず、いろいろな問題 点が出てきそうな事例があって、その中で問題を抽出し て、それぞれ自分たちのグループで選んだテーマについ て、どんなルールを作ってみるのかということでやらせ ました。順番としましては、生徒個人でワークシートを 記入した上で、グループワークを実施、発表して、実務 家・裁判官からのコメントを頂く。そのコメントを踏ま



えて、さらに自分たちで作ったルールの改善案というものを考えて、再度発表するところまで構想しました。

工夫点ですが、まず、法教育教材の事例は、既に御覧になった方も多いと思いますが、ルールのない村でサルがイヌの畑から勝手にジャガイモを取ったからトラブルが生じたという事例です。

今回は、先ほどの歴史的な背景とか様々なことを考えさせ、歴史的な教育に結び付けるということで、裁判官の方からいろいろとサジェスチョンを受けて、こんな事例はいかがですかということで教材にあった事例をアレンジしていただきました。歴史の授業の中では、近現代から扱う「歴史総合」だと、産業革命や重商主義だとか、貿易の話がメインになってくるので、そういった取



引みたいなものの要素を前面に出した方がよろしいのでは、というアドバイスを頂きました。

その事例が次のようなものです。サルとイヌがジャガイモとカブを物々交換した際に、ジ

ャガイモの半分が腐っていた。そこで、サルは、イヌに腐っていないジャガイモと交換して もらおうとイヌの家に行ってみたけれども、イヌがいなかったから勝手に持って帰っちゃ った。そういう事例に少し変更を加えて、話し合わせるということをやってみました。

歴史上、異なる地域での取引・貿易が発展したことなどについて、今後の学習をより深め るためには、この物々交換に関するトラブルを追加することによって、取引のルールという ものを考えさせるきっかけになるのではないかと思います。また今後、歴史の学習が現代に 向かってどんどん進んでいくんですけれども、その時は交易とか貿易のルール、関税自主権 だとか、そういったルールがたくさん出てくるので、それらにつなげていけるんじゃないか ということで、いろいろ知恵を頂きながら、進めていきました。

そして、工夫点の2点目として、実務家の方に教室に 来ていただき、助言やコメントを頂く。内容としまして は、グループワーク中に実務家の方に助言をもらいなが らルール作りを進めました。それから、ルール作りをし た後に、ルール作りのポイントや作成したルールに対す るコメントをもらって、これらを踏まえて、頂いたヒン トに基づいて生徒たちがルールを変える、改善した案を 作るというところまで考えて、授業をやりました。

#### 丁夫点2

- ▶ 法律実務家 (裁判官) による助言、コメント
- グループワーク中に、法律実務家に助言をもらいながら ルール作りを進めた。 ルール作りをした後、法律実務家にルール作りのポイント や作成したルールに対するコメントをもらい、これを踏ま えてルールの改善案を作成させた。

教材においてルール作りのポイント等は記載されており、教員のみでも コメントすることはできなくはないが、法律の専門家にコメントしてもらう方 が、より的俺はコメントができるものと考えた。 また、同じ内容をコメントするにしても、法律の専門家の方が、生徒らへの設 借力があるし、日家に行義ときまた。 (法書への開心 → 進路並択への動戦づけ)

意図するところとして、法教育教材にはルール作りのポイントが記載されており、教員の みでやろうと思えば出来なくはないとは思うんですが、今回、裁判官の方に来ていただいて、 やはりコメントしてもらった方がより説得力のある、より的確なコメントが頂けるんじゃ ないかという点が、まず一つ大きいです。また、生徒が作ったルールに対して、こちらの教 える側からコメントをするにしても、普段から慣れ親しんでいる私が何か言うよりも、専門 家の方で、本当の裁判を行っている裁判官の方にコメントをしていただいた方が生徒もす ごく印象に残るし、やはり説得力も違います。

今の生徒たちは、いろいろ感染症防止対策の問題でなかなか外に行っていろんな取組を やることが制限されてきたので、少しでもいつもの授業とは何か違うような環境を、できる だけ多く作ってあげたいなという気持ちも強くあります。また、これから述べることは本来 の授業の趣旨から外れてしまうかもしれませんが、今回、実際に裁判官の方に教壇に立って いただくことによって、ドラマとか小説の中では裁判の話を生徒も聞いたことや見たこと があると思うんですけれども、実際に本物の裁判官がそこにいらっしゃるということで、法 律や法曹に対する関心だとか、裁判制度に対する関心が普段と違ってくるんじゃないかな、 進路選択においてちょっと法律も面白そうじゃないかな、なんて思ってくれたら、またこれ も、少しメリットがあるんじゃないかなということも考えました。

実際の授業で使用した事例を御覧ください。先ほど説明したとおりですが、物々交換したものの不良品が混じっていて、「取り替えてくれ」と言いに行ったら、相手がたまたま不在で、だまって無断で持ち帰ってしまった。その後、イヌグループとサルグループが仲たがいして、食べるものがなくなって困ってしまったという事例です。



この事例について、授業で出された生徒の意見なんですが、まず、このルールが全くない村の問題点とは何なのかというところを、一旦、生徒に問いかけました。まず生徒から出た意見としては、物々交換のルールがなかったことが良くなかったというのが、大勢の意見でした。ちゃんと商品が取引先に確認されていないという問題があるし、あと、腐っていた場合にどのように返金するかということも決まっていなかったということは問題だろうと。

また、「自力救済」という言葉は生徒の方から出ませんでしたけれども、結局、権利が侵害されたから自力で、自分で強制的に奪い返してくることは良くないんじゃないか、勝手に人の畑に入ること自体が良くないんじゃないか、たとえ向こうに非があるとしても作物だけ持って帰ることはよくないんじゃないか、そのような意見が出されました。さらに、解決策や仲裁機関がないなんていう点も非常に問題だ、なんてことも取り沙汰されました。

問題点を出したところで、班ごとにテーマを絞ってルール作りをするという段階になります。この後、2番目になるんですけれども、この村にルールを作るとしたら、どんな内容にすればよいのだろうかということを考えて話し合いました。そのときに出てきた意見としては、物々交換する際には取引所でしなければいけない、商品に欠陥がある場合は期限を区切って欠陥のないものと交換し

#### 授業で出された生徒の意見

問1 「ルールのない村」の問題点は何だろうか。

物々交換のルールがない。

(商品がちゃんとしているかの確認がされることになっていない、腐っていた場合の返品のルールがない)

- 自力救済や報復的なことが行われている。 (勝手に畑に入る、作物を持って行く)
- 解決策や仲裁機関が決められていない。

…など

#### 授業で出された生徒の意見

問2 この村にルールを作るとしたらどのような 内容にすれば良いだろうか。

- <取引のルール>
- しなければならない。 ・物々交換をするときは、交換する物を互いに確認しなければなら
- ない。
- < 自力救済等を防止するためのルール > 畑から作物を勝手にもっていた場合、2 週間相手の畑の手伝いをしなければならない。 …など

なければいけない、物々交換するときは確認をしようといった意見が出ました。あと、先ほどの自力救済について、不良品だったからちゃんとしたものと勝手に交換してしまう、この場合もやっぱり勝手に持って行っちゃだめだろう。だから、そのペナルティとして2週間、相手の畑の手伝いをしなければならないといった提案が生徒の方からなされました。

そのときの授業の様子なんですけれども、これがルール作りをするときの話合いをしている場面です。

#### (授業動画を視聴)

そのあと、実際に裁判官の方からのコメントをしていただいた後に、そのコメントを取り入れて、改善したルール案作りをしようという場面でも、専門家の方に積極的に生徒の会話の中に入っていただきました。

#### (授業動画を視聴)

すごく積極的に生徒の会話の中に入っていただいて、生徒たちも「ああ、そうなんだ」み たいな感じでいろいろと気付きが多かったというふうに思います。

裁判官の方から頂いた助言を私なりにちょっとまとめてみたんですけれども、まず問題を解決するために、そのルールは有効なのか、効果的なのかということをまず考えてほしいというふうに言われました。また、ルールが適用される範囲が明確になっているのかということがまず重要で、ペナルティを決めるにしても、行為とそれに対するペナルティとの間にバランスが取れているのか

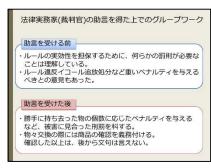
# 法律実務家 (裁判官) からの助言 ・問題を解決するため (目的) に有効なルール (手段) となっているか。 ・ルールはその適用される範囲を含めて明確になっているか。 ・行為とそれに対するベナルティとのパランスが取れているか。 (例えば、全ての物々交換について一律に「交換所」での取引を義務付けるのは行き過ぎではないか、行為と刑のパランスは取れているか、など)

という点も指摘されました。最初は、見せしめみたいな、報復的なことを言う子もいるんで すけれども、ちゃんとバランスが取れているのかということを助言いただきました。

#### (授業動画を視聴)

すごく分かりやすい言葉で、高校生が納得するような感じでお話いただけたと感じました。

ちょっと私の方で時間配分がよろしくなかったこともあって、本来であれば、助言いただいた後で改善案のルールを作ってそれを発表させ、まとめるところまで行きたかったのですが、改善案の作成は宿題になってしまいました。その後、改善案を作ったものをまとめて私も読み、助言を受ける前と助言を受ける前は、一応何ら



かのルールや罰則、ペナルティというものが必要だということは理解している。ただ、先ほど言いましたバランス感覚というのがあまりよくわかっていないな、すごく報復的になるなと、そんなことを感じました。助言を受けた後の、生徒の改善案で見られたことの特徴をまとめると、まず勝手に持ち去ったことの罪の度合いですね。持ち去った物の個数によってペナルティを考えなきゃいけない、被害に見合った刑罰を科さなければいけないとか、あと、商品の確認、物々交換するときには商品の確認を義務付けなくてはいけない、確認した以上は後から文句を言えない、そのようなルールにしなきゃいけないというような意見が出ま

した。

今回の授業の成果に移らせていただきますが、この物々交換という事例を作っていただいて、これで社会におけるルールの必要性というのを改めて認識できたんじゃないかと思います。ルールを作る目的とその目的を達成するための手段としてのルールの内容、そして、ルールの内容とその目的との関係、そういうものは身に付いたんじゃないかなと思います。今まで歴史を教えていて、私

#### 今回の授業の成果

- ▶物々交換という事例から社会におけるルール(法) の必要性をあらためて認識できた。
- ▶ルールを作る目的と、その目的を達成するための 手段としてどのような内容のルールが必要かを考え ることを通じて、ルールの内容と目的(背景)との 関係を考える力が身に付いた。
- ▶ルールを作る際の視点について学ぶことができた。

も良くなかったかもしれないんですけれども、ただ知識として、こういうことが書いてある、こういうところに書いてあるでは、やっぱりそこで何か止まっているような気がしていたのですが、ルール作りをすることによって、何のためにそのルールを作ったのかなって考えるきっかけにはなったと思います。さらに、ルールを作る際に、明確性であるとか、バランスであるとか、そういう視点が必要であることを考える上でいいきっかけになったと思います。

今回この授業をやってみて、どんなことを感じましたかというところを生徒に書かせました。中には私が意図したこととちょっと違うような観点もいくつかあるんですけれども、法というものは、どうしてもやはり取り締まるとか、何か規制するような、そのような面をそれまで感じていた生徒が多いようでした。でも、平和に暮らすためには、社会秩序を維持するためには、やはりル

法律実務家 (裁判官) を招いて行った今回の授業について ~生徒の感想より~

#### ▶ あらためて気付いたこと

- 法があることで自由が制限されてしまう面もあるが、私たちが平和 に暮らすための社会秩序が維持されている。
- 人によって価値観が違うため、すべての人が法という同じ基準を持つことで社会は成り立っている。
- どちらか一方の立場だけでなく、客観的に状況を見て、双方の立場 に配慮した対処をすることが大切である。
- 悪いことをした人に罰を与えるといっても、その内容に見合った罰を具体的に決める必要がある。
- 何かが起こったら処罰するなど、悪い出来事に対処するための法だけではなく、何か悪い出来事の発生を予訪するためにも法は機能していることに気付いた。

ールって必要なんだなという新たな気付きがあったということを言っている生徒がいます。 みんな価値観が最近多様になっていますが、全ての人が守らなきゃいけないルールとして 一つの基準というのは必要なんじゃないかなということを書いている生徒もいました。そ して、悪いことした人には罰を与えなきゃいけないにしても、その内容に見合った罰則とい うものを考えなきゃいけないんだなと。さらに、悪いことをしたら、それを処罰するために 法があるということは分かっていたんだけれども、法やルールがあることによって悪い出 来事が発生することを予防する、そういう効果もあるんじゃないかということを書いた生 徒もいました。

こんなふうに授業をやらせていただきましたが、先ほど言いましたように、ちょっと私の時間配分が良くなかったということで、次のような反省点があります。

今の生徒たちは結構中学生が小学生の時代からグループワークや発表とかをする機会が多くあって、私たちの年代とちょっと違うなと感じます。結構グループワークにも発表にも慣れているんですけれども、どうして

#### 今回の授業の改善点

- ・生徒の実態として、グループワークは授業時間内で完結 してしまう傾向があるため、助言を得た上での改善案の 話し合い・作成が不十分に終わってしまった。
- →そのため、導入部分の間1 (ルールのない村の問題点) については個人ソークのみとするなど、法律実務家(裁 判官)の助言を得た上でのグループワークにもっと時間 をあて、授業時間内に発表まで行わせるべきであった。
- ワークシートの工夫として、改善前と改善後がはっきり と判別できるようにする。

も、グループワークとか成果発表は時間内で完結するものという傾向があるみたいで、改善したルールを考えて来ようねと言ってもあまり反応が良くなくて、結構、強制的に「成績にも入れるよ」とか言って、やっと何か改善策のプリントを出してくる感じがありました。このことから、やはりこの授業の時間内に改善案の発表までやれる時間配分をするべきであったということが、まず1点目の反省点です。

次に、ワークシートですが、これは私の準備不足なんですけれども、せっかく裁判官の方にコメントを頂いて、改善案を作ったのですから、その改善前と改善後がはっきりわかるようなワークシートにするべきだったというのが大きな反省点です。

そして、今回学んだことを今後の授業にどう結びつけていくかという話になりますが、教科書を最後まで目を通してみたんですけども、「法」に関する資料が出てくることが思っていたほど多くはないんですが、今後、条約とか憲法とか協定とか、まさにどんどん近代・現代になってくると、いろんな国同士の問題ということで、その読み取りの時に、それらがどういう目的で作られたルールなのかとか、どういう法なのかということを、歴史的な背景を学びながら、より深く身に付けることができるんじゃないかということは考えています。あと、そこに例がいくつかあるんですけども、こういった歴史に出てくることを学習するときにも、その法的な視点というものを考えるということをやらせていきたいなと思っています。

まとめに入ります。一般的にはこの法教育というものは「公共」であるとか、そういう公民科の分野でやるべきものなんでしょうけれども、歴史総合のような科目でも取り入れることができるんじゃないかと私は考えています。特に、1年生で公民科の科目がないような学校だと、何か他のもので代替して法教育をやっていく必要があるということを考えていまして、歴史総合のような

#### まとめ

- 法教育は、一般的には「公共」、「政治・経済」の中で 取り上げられやすいが、「歴史総合」のような他の科目 であっても、工夫次第でより効果的な学習が可能。
- 法律実務家と連携することにより、法的な知識の補充、 後ろ盾が得られ、生徒に与える印象も異なる。
- 裁判官から直接お話を聞けるということで、生徒の関心



科目でも、うまくいっているかどうかは別問題としまして、やっていくべきなのかなと思います。さらに、私自身、今までも弁護士会とか裁判所とかの、いわゆる出前授業のお話もいろいろと頂いてはいたんですが、そういうものがあるのかという程度で終わっていました。今回、改めて実際に外部からの支援を受けて授業をやってみたことによって、すごく的確に、法というものを、高校生のレベルまで降りてきてくださって、かみ砕いて教えてくださるので、やってみてすごく良かったな、ということを強く感じています。生徒たちの反応も良かったですし、これは本当に、せっかくそういうシステムが整えられているわけですから、ぜひ利用した方がいいんじゃないかと。このことは、今まで消極的な私が言っているから間違いないと思うんです。生徒たちにとっても、やはり外部の方に来ていただく方がすごく喜びますし、印象にも残りますし、自分の授業を充実させることができて、すごくいいんじゃないかというように思いました。つたない説明でしたけれども、以上、私がやってきた、歴史総合の中に、いかに法教育を入れていくかという実践を紹介させていただきました。

#### 【司会】

秋元先生ありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。質問がある方はマイクをお持ち致しますので、その場で挙手をお願いいたします。

#### 【質問者】

ワークシートを見て、しかも市民革命の頃にやったということなので、多分本当は、財産権とか所有権、また、所有権を保障しないと資本主義が発達しないとか、そういったものをこのワークシートから引っ張りたいのかなというような感じも受けたんですが、そういった発想の生徒はあまり出てこなかったんでしょうか。

#### 【秋元仁教諭】

6月14日に実務家を招いて授業をやる前に、アメリカ独立宣言とフランス人権宣言の 比較のときに意見が出ました。生徒が気付きました。フランス人権宣言には所有権というこ とがはっきり打ち出されているね、みたいなことがありました。なので、そこら辺のところ で、やはり、ブルジョア革命だから所有権なのかなとか、そのような深堀りの仕方もあった と思います。ちょっとそこまで踏み込めなかったところが反省点になると思います。

#### 【司会】

ありがとうございます。その他、質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

#### 【質問者】

事務的なことをお伺いしたくて。6クラスあると思うんですけれども、裁判官の方には6日間来ていただいたという形になるのか、それとも何か上手く授業を調節されて、1日のうちに収めてずっといていただくのか、それとも全クラス同時に並行して授業しているのをぐるぐる回りながらやっていたのか、あと、どこから連絡をとられて、派遣をお願いしたケースになっているのか、教えていただきたいです。

#### 【秋元仁教諭】

まず1点目なんですけれども、学年6クラスと最初に言いましたが、1時間目から6時間目までを通してやりました。当日の時間割を他の先生方にうまく入れ替えてもらい、1日で済ませました。今回は「やってみませんか」というお話を頂いて、「では、やってみます」みたいな感じでやらせていただきました。

#### 【司会】

補足させていただきますと、今回は、法務省の方から授業を先生にお願いしたこともありまして、こちらで裁判官の支援を手配させていただきました。法務省からの出前授業等の説

明でもございましたとおり、法務省や各機関等に直接連絡をとっていただければと思いま す。

#### 【質問者】

今回、歴史総合を1学年でされたということで、先ほどのお話を伺った限りですと、2年生で公共、3年生で政経が置かれているというお話だったと思うんですけど、今回のルール作りという法教育の一番土台になるようなところをされて、今後この学習の成果を生かして、2年生の公共、3年生の政経というふうに、どのような学習で進めていくかというところについて、何か現段階で構想等ありましたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

#### 【秋元仁教諭】

構想というほどのものではないんですけれども、今後、大日本帝国憲法とか、日本国憲法もやるんですが、近現代をやって、そのときに何か繋げられるのかなということは薄ぼんやりと思っています。人権が保障されるにしても、法律の留保があるのかないのかとか、そういうようなところで、結局2年の公共でやるでしょうし、3年の政経でもやると思います。あまり公共とか政治経済では歴史的な背景までは時間がとれないですよね。内容については両者の比較とかは結構やるんですけれども、どんな歴史状況でこういう憲法を作ることになったのかという点は、なかなか公共や政治経済だと時間的にも踏み込めないことだと思うので、そこら辺の下準備として歴史的な背景みたいなものを、歴史総合の中でしっかりやっておきたいなということも少し考えています。

#### 【質問者】

先生、今回はチャレンジされたなと、私がこれをやるにはちょっと二の足を踏んでしまうかなと思った次第です。先ほどお話の中でも触れてましたけれども、いわゆる権利章典、独立宣言、それから人権宣言、特に人権宣言といって、歴史的に見るとこの後に、ナポレオンが出てきますよね。ナポレオン法典に、そこで所有権だとか、いくつか出てきますよね。それが今度は大日本帝国憲法の方で法整備をするっていうことで六法が起草される。それを引き継いで今の我々が実際に、もし何かある場合に、司法制度とかっていうところにつながっている。それが歴史の多分醍醐味だと思うんですけれども、生徒たちにその歴史の1コマ1コマのところで、それぞれの先生がピックアップする。それが今の我々の生活でもちゃんと生かされて、普段は気づかないけれどもっていうところで歴史総合は一番今につながっていると。それから我々が公民の方で実際の法律ということをリンクさせていけるんじゃないかなって思いまして。あとは先生がどのように、歴史総合の授業で工夫しながら、今もやはり我々が生きているところとの関連性をチョイスしていけば、もっと面白くなるのかなっていう気がします。先生の方から何かあればお願いします。

#### 【秋元仁教諭】

御意見ありがとうございます。私もその辺はちょっと悩んでいて、明治の時代に入る時に、 多分、例えば民法典はフランスの影響を受けているので、そこでまたフランスのナポレオン 法典をちょっと振り返るかなというふうに思っています。先生がおっしゃられたとおり、よ り明確になりました。ありがとうございます。

#### 【司会】

ありがとうございます。それではお時間となりましたので、終了いたします。改めまして、 秋元先生、本日はありがとうございました。皆様、秋元先生に大きな拍手をお願いいたしま す。

#### 【6. 意見交換会】

#### 【司会】

皆さま、お待たせいたしました。これより第3部の意見交換会を開始いたします。まず初めに、意見交換会の進め方について説明いたします。意見交換会は、御着席いただいているグループごとに、御参加の皆さま同士で意見交換を行い、発表していただくグループワーク形式で行います。

意見交換をしていただくテーマは二つございます。一つ目のテーマは、「学校現場において法律実務家と連携した法教育授業を行うことの意義や効果」についてです。二つ目のテーマは、「学校現場において、法律実務家との連携を推進するための課題と方策」についてです。この意見交換会は、御参加の皆様の御経験やお考えを共有していただくことを一つの目的として行うものですので、グループ内の意見交換では、御自身の御経験等を踏まえながら、積極的に御発言いただければと思います。グループ内での意見交換の後、それぞれのテーマについて、いくつかのグループに、グループ内で出されました意見の発表を行っていただきます。したがいまして、意見交換が始まりましたら、最初にグループ内での意見の取りまとめや発表をする方を決めていただければと思います。机上にテーマが記載されたメモ用紙を配布しておりますので、グループ内での意見交換にお役立てください。

また、各グループでの意見交換には、分科会講師の先生方、また、分科会での授業を支援 していただいた法律実務家にも御参加いただきます。御参加いただく講師等を紹介いたし ますので、講師等の先生方はお名前を呼ばれましたら、御起立願います。

世田谷区立烏山北小学校教諭、渡辺大介様。

渋谷区立笹塚中学校教諭、西﨑弘人様。

東京都立調布北高等学校教諭、秋元仁様。

東京地方裁判所判事、花田隆光様。

第二東京弁護士会、張江亜希様。

東京地方検察庁検事、大極俊紀様。

以上、講師等の紹介でした。そのほか、グループでの意見交換には、法務省職員も参加させていただきます。それでは、意見交換に移りたいと思いますので、講師等の先生方及び法務省職員は、各グループに移動してください。

では、一つ目のテーマの「学校現場において法律実務家と連携した法教育授業を行うことの意義や効果」について意見交換をしていただきます。法律実務家と連携した授業を行ったことがある方もない方も御自身の御経験などを踏まえて、法律実務家と連携することに、どのような意義があり、また、どのような効果があると考えられるかについて、意見交換をしていただきたいと思います。

最初ですので、意見交換に入る前に、グループ内で簡単に自己紹介をしていただいて、先 ほど説明したとおり、意見の取りまとめや発表する方を決めていただければと思います。そ れでは、これから10分間、各グループでの意見交換を始めてください。

(各グループにおける意見交換)

#### 【司会】

では、発表に移らせていただきます。どのような議論が出たかということの御紹介でも結構ですので、どこかのグループで発表いただけるところはございますでしょうか。

#### 【発表者】

それでは発表させていただきます。Cグループはですね、弁護士の先生と一緒に、あと小学校の先生とか初任の先生とか、校長先生とか、私は特別支援学校の教諭なんですけれども、いろいろな立場の人たちと様々なお話をさせていただきました。

無論ですね、学校にいると法律ということがやっぱり特別なことであるのではないかと感じてしまったりとかあるんですけれども、まず弁護士の先生の方から、弁護士は論理的に考えることが仕事であり、法教育は論理的に考えるという「思考のトレーニング」という側面もあるので、弁護士や法曹が法教育に携わっているという話があり、子供に伝えるっていうことの考え方を教えていくことが大事で、今日研修に参加してルール作りも法教育なんだということに改めて気が付いたという御意見や、ルール作りは、教育庁さんからの指導で自分たちで考えるんだというような校長先生の御意見とか、また、北海道から初任の先生が今日来られているんですけれども、大学の先生に勧められて参加したという非常に究道心が豊かな先生ですね、非常に今日は参考になったということでした。

様々な御意見が、いろんな人の考えがあるってことを考えて、何が正解、何が不正解ということだけではなくて、道徳の授業である「自分の評価」みたいな感じで、お互いに意見を交わすような機会に、こういった法教育が生きてくるんではないかということで、我々教員だけの考え方だけではなくて、実際の弁護士の方が言っていたということであると、より説得力のある、「弁護士の方が言ってるんだよ」みたいな感じでですね、子供たちも、地域の保護者の方も、色々な方々にもですね、納得していただけることにつながっていくんじゃないかなというような様々な御意見がありました。

まだまだいろいろとお聞きしたいことはたくさんあるんですけれども、以上で終わりにしたいと思います。

#### 【司会】

続きまして、他に発表していただけるグループはございますでしょうか。

#### 【発表者】

はい、Fグループです。例えば法律実務家の方に学校に来てお話をしてもらうと、ただの

仕事の紹介だけになっちゃうんではないかと、キャリア教育の一環だけになっちゃうんではないのかと、それだけがゴールになるのはちょっとな、ということで、何か別の視点はないかなということで、話が出始めました。例えば裁判員制度というのもあるんですけど、それもやっぱり一般市民が参加していくっていうところから考えると、ただ仕事を知ってるだけじゃすまないだろうということです。

それで、例えば実際に起きている事件とか、裁判が行われて結果が出たというものについて、それを専門家がどう見てるかっていうようなことで意見を頂くというのが、一つの方法ではないかと。そのときに、このFグループでは検事さんの御意見がありましたので、感情に流されて判決するものではないわけで、法と証拠品、これがとても重要だということなどを伝えていくと、それが一般市民と専門家との違いなので、そんなふうにして実際の事件を見ていくことで世の中を知るということが大切なんじゃないかな、というところまで意見が出てきました。F班は以上です。

#### 【司会】

ありがとうございます。続いて、先ほど手が挙がっておりましたAグループに発表していただいてよろしいでしょうか。

#### 【発表者】

はい、Aグループでは小学校の先生方がいましたので、小学校のお話になってしまうんで すが、小学校5年生のところでは主に産業学習をして、子供たちがまだ身近に感じやすい分 野の学習になってるんですが、6年生になると、教科書がこの前変わりまして、公民的分野 のところが1学期に、前に出てきてしまったんですね。なので、子供たちが、実際今年6年 生の担任をしてるんですけれども、5年生のときはまだなんか楽しく、まだコメだとか車だ とかいってたのに、急に憲法になってわけわかんないよ、つまんないよとか、これを覚えて 何になるんだっていう声が多い中で、今回の法教育のセミナーで伺ったゲストティーチャ ーなどを使うことで、より子供たちに身近に法律に関する学習っていうのを捉えられたり、 興味・関心を高められる、いいきっかけになるんじゃないかなというのが、小学校としての 法教育の意義なのかなというふうな話になりました。 興味関心を高めて、より担任以外の専 門性を持った方からお話を伺えるっていうことは、結構、小学生の彼らにとってみると、す ごく意義の深い時間になるんじゃないかなと思って、ぜひ活用してみたいなというふうに 思いました。ちょっと次のテーマ・課題のところとちょっと関連してしまうところでもある んですが、ただちょっと教科書の順番的に、前に法律の学習が来てしまったために、4月か ら日程を組むところで、ゲストティーチャーを呼びにくかったりとか、というところはすご く感じているところなので、そういうところの課題がクリアになっていくと、より充実した 法教育につながっていくのかなっていうふうに思っております。ありがとうございました。

#### 【司会】

ありがとうございます。それではもう1グループ、高校のグループでどこか発表していた だけるところはございますでしょうか。

#### 【発表者】

はい、J班なんですが、高校で教えてた先生が中心なんですが、今は小学校にいるような方もいらっしゃいます。それで、生徒の「法」のイメージとしては、人を縛るものというイメージが非常に強いと感じているんだけれども、できれば、法のメリットの部分について、それを専門家の方に話してもらったらいいんじゃないかという意見がありました。それから実際に教室で話すよりも、教員が話すよりも、法廷に連れて行ったり、あるいは専門家の人に話してもらう方がいいのではないかというお話がありました。それからやはり、司法に関する基本的な考え方というのは、なかなか教員としたら教えにくいという御意見がありまして、このグループにいる弁護士の先生だと、コアになる部分はやっぱり約束を守るというところなんじゃないですかという話がありました。現在の小学校で勤めている先生の方から、やはりルールを守らない生徒に対して、ルールを守らせる・守るっていうことを教えるときに、こういう法教育が効果があるんではないかという話があります。それから若い世代ならば、Z世代の方々は、生徒の生活を守るための知識として、身を守るための知識としても法教育は大切ではないかというご意見がありました。以上です。

#### 【司会】

ありがとうございます。それでは時間の都合もありますので、発表はここまでとさせていただきます。法律実務家との連携の意義や効果について、生徒に興味を持ってもらうきっかけになるとか、法律実務家を迎えることによって説得力が増すなどのお話や、実際の事件について話してもらうというふうな法律実務家との連携した授業の方法などについてもお話いただいたところです。

では、二つ目のテーマといたしまして、実際に学校現場で法律実務家と連携するに当たって、どういった課題があって、その課題に対してどういった有効な方策というものが考えられるかということについて、意見交換をしていただきたいと思います。

(各グループにおける意見交換)

#### 【司会】

発表していただけるグループは挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

#### 【発表者】

東京で弁護士をしております。このグループは中学校の先生2人と、大学生の方1名と、

法務省の職員の方1名で、課題と方策について話し合いました。まず一番最初に御意見いた だいたのは、時間が足りないというようなことですね。ですので、学習指導要領に従わなけ ればいけない一方、その先をどうするかというところでお悩みになっているというような お声もございましたので、そういったところについては法律実務家から事件について話を 聞けるだけでも、非常に生徒には刺激になるのではないか、というようなお声を頂きました。 次に、これは私ども弁護士の立場からも非常に気にしているところではあったんですけ れども、学校の雰囲気とかルールというものを、外部の法律実務家が関与して入っていくこ とによって、場を乱すとか、そのような懸念をお持ちの先生もいらっしゃいました。これに ついては非常にセンシティブな問題だと思っておりまして、外部から入らせていただく立 場の人間からしますと、やはりそういったことで何らかの和を、知らず知らずのうちに乱し てしまうことが非常に怖いなという思いを持っています。ですので、これについては事前に、 入念に打合せをお願いしたりとか、あとは学年の会議に入っていただくというお声を頂き ましたけれども、そのような形で学校の雰囲気ですとか、生徒たちの雰囲気ですとか、地域 の特性ですとか、そういったものを、法教育という観点にかかわらず、包括的にいろんな背 景を教えていただくということで、すり合わせをしていく、というようなまとめになりまし た。

あとは、学校というような特殊な場所と、法曹界も言わばとても特殊な閉鎖的な空間であるというふうに私自身は思っておりますので、そういう、お互い閉ざされたというか、そういったところの業界同士が関わるような、チャンネルというようなものを相互に認識していく必要があるかなと。そのチャンネルをもって、例えば弁護士側からしますと、弁護士会であるとか法テラスであるとか、そういったところが窓口になるかと思うんですけれども、そういったところでつながりをそれぞれが意識していくってことが必要ではないかというようなお声もございました。以上です。

#### 【司会】

ありがとうございます。他に発表していただけるグループはありますでしょうか。

#### 【発表者】

こちらH班になります。今発表くださった「時間」という観点が課題として挙がったと思うんですけれども、この班はあえて「時間」以外のところでどんなことが課題かということから話をスタートしました。挙がったものが、一つが、案外現場の先生はどこが窓口になって、こういう相談を受けてもらえるかを知らない方が多いんじゃないかということが一つ目に挙がりました。幸い私達は今日レクチャーを受けることができまして、これも知らない方が結構いるんじゃないかということが一つあります。

それから、年間指導計画がやはりあって、それを管理職に確認を取ったり、事前に提出を したりしている都合で、やっぱり前後の流れをきちんと位置付けていくことが大切だから、 せっかく来ていただくのに、事前準備がなしではもったいないし、授業につながるものがなくてはもったいないけれども、年間指導計画を準備して、そこがちゃんと専門家の方と都合が合うかどうかというところも難しいところだよね、という課題がもう一つ挙がりました。そこに対する一つの解決策のアイデアとして、単元の全部を専門家の方と連携するということは難しいと思うんだけれども、1・2時間を連携するにあたって、この単元の中のこういう授業のところに位置付けられるとか、そういう当てはめ表みたいなものができたりすると、もしかしたら使いやすいかもしれない、というような御意見も頂きました。

もう一つ、学校内の許可を取るっていう部分ですね。そういうこともちょっと課題になる と思うんですけど、そこについては、やはり魅力的なコンテンツで、やる意義がきちんと説 明できるものであれば、会議であったり、保護者の許可が得られやすいので、それはやっぱ りいいものを作っていただくことに尽きるし、私達もその意義をきちんとわかって取り入 れていくに尽きるんだろう、というふうにまとまりました。

次にもう一つ、今度は実施中の生徒の部分についてなんですけれども、これは私個人の問題意識でもあるんですけれども、専門家の方々だからこそわかりやすいという面と、専門家の方々だからこそ腑に落ちないことがあっても、そういうものなのかというふうにその場で納得してしまうっていうリスクがあるのではないかということを思っています。それにつきましては、反論する機会というか、もう一度ディスカッションを含む、深めるチャンスとして2回来ていただくというのもアイデアかと思いますし、深い考察に行く入り口として、こんな考え方があるんだよっていうことで、助言を頂くだけでも価値があるんじゃないかという御意見を頂きました。あとは、必ずしも専門家の方と違う意見だったとしても、立法過程で様々な意見が出てくることによって、この法の内容は決まっていったりするといった、司法ではなくて立法のプロセスの法教育というふうに位置づけていくと、いろんな意見を出すということの意義が、必ずしも専門家の方と意見が一致しない子でも、その意義が分かってくるという場面が作れるんじゃないか、といった御意見もいただきました。以上です。

#### 【司会】

ありがとうございます。もう1グループぐらい、お願いできますでしょうか。

#### 【発表者】

私達のグループでも、今出ていたような意見と同じ課題が挙げられました。その中で、やっぱり教員の中でも、ここに集まってる教員のように、法教育に非常に関心の高い教員もいれば、そうではない教員もいて、必ずやらなきゃいけないものでない以上、温度差をどう埋めていくかというのが課題の一つだという話になりました。他のグループでも出ていたように、子供が楽しいとか勉強になるものであれば、きっと浸透していくので、ここにいる教員のメンバーがそれぞれの学校で、良い授業をしていくのがいいんじゃないかなという話

になりました。

もう一つは、実際に実務家の先生たちと授業したいと思ったときに、教員側の感覚からすると、すごくやっぱり敷居が高いというか、たくさんの壁があるので、今日このように法務省でセミナーを開いていただいて、実際に法律実務家の方たちとお話ができて、もしかしたら自分たちにもできるかもしれないなという気持ちになれたので、この機会をとても嬉しく思っておりますし、活かしていきたいなと思います。以上です。

#### 【司会】

ありがとうございます。お時間の都合もありますので、発表はここまでとさせていただきます。それでは、最後に意見交換に御参加いただいた講師の先生方、実務家の皆さまからコメントを頂ければと思います。

#### 【渡辺大介教諭】

皆さま、今日はありがとうございました。午前中の部と、今の意見交換会に参加しまして、 私自身が感じたのは、今回はこういう機会をいただいて授業をすることができたんですけれども、今年だけ単発で終わるのではなくて、来年度以降もこういった実践や連携、法律実務家の方と連携をして、授業を作っていくということを続けていきたいなと改めて思いました。また、今回、単元の一番最後に法律実務家の方と連携した授業を行ったんですけれども、午後の話し合いをしていく中で、単発で入っていただくだけだともったいないなということをすごく感じました。全ての時間に来ていただくとか、複数回来ていただくということはなかなか難しいかと思いますので、例えば、文章資料の中にゲストティーチャーの方に最初登場してもらって、最後に実際に来てもらうとか、いろんなゲストティーチャーの活用の仕方もありそうだなというのを、話し合いをしていく中で感じました。また今日の経験を活かしていければと思っています。ありがとうございました。

#### 【西﨑弘人教諭】

本日は皆さまありがとうございました。私は中学生の授業ということで、2日間にわたりまして、法律実務家の方を複数名派遣していただき、さらにその中で、生徒主体の活動型授業をやるということで、もちろん準備は大変だったのですが、私の学校では社会科の教諭が一人なので3学年を教えており、3年生の授業でそういう授業をするのは大変ではあったんですけれども、やっぱり子供の目が変わるというか、何かが変わるんですよね。それを知ってから、こういう授業はちょっとやめられなくなってしまったという部分もあります。なかなか時数が限られていたり、私もソフトテニス部の部活動をやったりとか、いろんな仕事の中で、授業の準備に割ける時間が非常に厳しいという部分は確かにあるんですけども、やっぱり生徒の成長を見たくてこの仕事に就いたので、授業にこだわりを持ってやっていきたいということで、そういう授業をやりました。学習指導要領にも書いてあるんですけれど

も、重点単元を設定するように、ということも言っていますので、ある程度の軽重をつけて、ここぞというときには外部の方を交えてやることが非常に有効だと思っているので、全ての授業で参加してもらうというのは厳しいと思うんですよね。そういった部分で私自身も良い経験を積ませていただいたというか、本当に貴重な機会をいただいたと思っていますので、本当にありがとうございます、ということだけを伝えたいと思います。ありがとうございました。

#### 【秋元仁教諭】

本日はありがとうございました。分科会の方でも申し上げましたが、私自身、今まではこういう外部から講師をお招きして授業をやるということはあまり積極的ではなかったなと反省しているところです。弁護士会とか裁判所から、こういう出前授業やりますといろいろな案内が来るんですけども、結構スルーしていた部分があったんですが、今回こういうお話を頂いて実際にやってみて、すごく良かったなと感じています。法教育担当の方も高校生の実態とかを本当によく御存知ですし、今回の授業についても本当にキャッチボールをしながら作り上げていったという感じがします。そんなに力まないでやってもいいと思います。十分なサポートが得られると思うので、ぜひ騙されたと思ってやってみることをお勧めします。大変効果があり、得られるものが多いと思います。今日は本当にありがとうございました。

#### 【花田隆光判事】

私も今回、西﨑先生の授業に参加させていただいたり、あるいは以前にも、中学校の方に キャリアプランニングの一環として、様々な職種のうちの一人として、参加させていただい たりしていたところでございましたが、今日議論に参加させていただきまして、先生方から、 授業などにおいて、どういうふうに法律実務家が期待されているのか、そのあたりについて、 例えばですけれども、荒れている学校があったりした場合には、刑事系の法律が関係するん だということを生徒にも学んでもらいたかったりとか、あるいはSNSで起きていること などをはじめとして、様々なところで法律というものが身近になっている状況にもかかわ らず、表面的な理解にとどまっていて、トラブルに巻き込まれちゃうんじゃないかとか、そ ういうところからもやっぱり法律を勉強する意味があるんじゃないか、法的なものの考え 方を身に付けてもらって、一人前の社会人になってもらいたいんだ、といったお話を伺った ところであり、実務家に求められているところもすごく大きいんだなというところを感じ た次第でございます。また、課題の中では、実務家への敷居が高いというところがよく言わ れるところかと思いますけれども、実際に実務家も法教育の重要性を感じているところで ございまして、実務家の負担にも配慮してくださった御意見をたくさん伺ったところです が、こちらも柔軟に対応していきたいと思っているところでございます。実務家側の連絡窓 口についても今回お話があったと思いますので、気軽に御連絡いただくところから始めて

いただければ、こちらとしても嬉しいなと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い します。今日はどうもありがとうございました。

#### 【張江亜希弁護士】

弁護士の張江です。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。私が法教育に携わるようになってから、もう10年になろうとしているんですけれども、今日、教員の先生方からダイレクトにお話を聞いていて、「ルールメイキングって法教育なんですか?」というのが、私にとっては衝撃で、法教育をやってる人間にとってはルールメイキングというのは一番古典的な教材として紹介していたんですが、それが浸透していなかったことにちょっと個人的にショックを受けています。法律実務家が法教育としてどんなことをやっているのかということを、まだまだ教員の皆さまに伝えられていなかったんだな、ということを今日実感したので、これから法律実務家が法教育に携わっていく上では、もっと教員の先生方のお声を聞いて、こういうことをやっています、と私達もアピールしていかなきゃいけないんだなと、身が引き締まる思いでした。本日は貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

#### 【大極俊紀検事】

本日は貴重なお時間を頂き、本当にありがとうございました。私も法教育というものにいくらか携わってはきたんですけれども、やはりまだ、教育現場と司法の間で、敷居の高さなどといった、いろいろなギャップがあるんだなということを今日改めて感じました。それは我々司法としても考えなければならないところですので、本当に柔軟に、むしろ教育現場に寄り添った司法のあり方、法教育のあり方があるんじゃないかっていうことを、私自身、今日感じました。ですので、こういったセミナーなども単発で終わるのではなくて、私自身も継続的に参加させていただいたりとか、あるいは出前講義であるとか、司法と教育現場がもっとつながって、より深い理解をし合えるような関係になれたらな、ということが、今日一番の私の課題、得たところだったかなというふうに思っております。今後ともいろいろな形で法教育に携われればと思いますので、よろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

## 【7.参考】

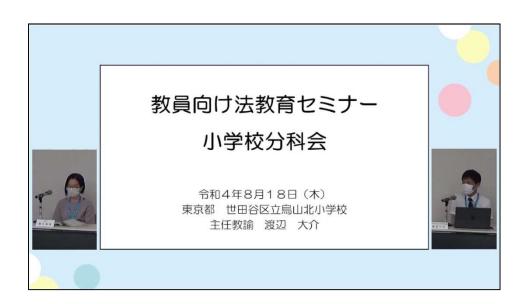
●基調講演



●関係機関等における出前授業等の説明



#### ●小学校分科会



#### ●中学校分科会



#### ●高等学校分科会



#### ●意見交換会

